

# 新庁舎等整備プロジェクト基本構想

令和7年 12 月

兵 庫 県

## 目 次

|          |   |
|----------|---|
| 策定の経緯と趣旨 | 3 |
|----------|---|

### I 基本理念

---

|      |   |
|------|---|
| 基本理念 | 5 |
|------|---|

### II 県庁周辺地域の概要

---

|                |   |
|----------------|---|
| 1 県庁周辺地域の成り立ち  | 6 |
| 2 県庁舎・旧県民会館の概要 | 9 |

### III 県庁舎及び周辺地域の課題

---

|                |    |
|----------------|----|
| 1 県庁舎等の耐震安全性   | 11 |
| 2 県庁敷地等の活用     | 13 |
| 3 モトキタ地域のまちづくり | 16 |

### IV 社会経済情勢の変化

---

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 コロナ禍を経た働き方の変化 | 19 |
| 2 建設業を取り巻く環境変化  | 22 |
| 3 県庁周辺エリアの開発需要  | 23 |

### V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

---

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 県庁舎の安全性・利便性・快適性の確保 | 24 |
| 2 災害対応拠点として必要な機能の確保  | 25 |
| 3 新しい働き方を踏まえた執務環境の確保 | 26 |
| 4 県民交流機能の確保          | 27 |
| 5 モトキタ地域に求められる役割     | 28 |

### VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

---

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 県庁舎・県民交流機能の基本的な考え方 | 32 |
| 2 にぎわい創出の基本的な考え方     | 35 |
| 3 県庁敷地のゾーニング         | 39 |
| 4 モトキタ地域の土地利用イメージ    | 41 |

## 目 次

### **VII 今後の進め方**

---

- 1 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 今後の検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

### **VIII 参考**

---

- 1 再整備の規模と概算事業費・・・・・・・・・・ 47
- 2 暫定的な本庁舎再編・・・・・・・・・・ 51
- 3 新庁舎等整備にかかる関連経費・・・・・・・・ 51
- 4 県庁舎の再整備手法・位置・・・・・・・・・・ 52
- 5 パブリック・コメントの結果・・・・・・・・・・ 55
- 6 新庁舎等整備プロジェクト基本構想の策定経過・・・・・・・・ 56

## 策定の経緯と趣旨

阪神・淡路大震災により大きな被害を受けた県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、震災後に耐震補強工事を実施し、最低限必要な耐震性能（ $I_s$  値 0.6 以上）を確保しましたが、平成 30 年度に改めて耐震診断を実施したところ、防災拠点に求められる  $I_s$  値 0.9 を大きく下回り、さらに、大規模地震に対する安全性基準である  $I_s$  値 0.6 も下回ることが判明しました。

加えて、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等では、倒壊に至る可能性は低いと考えられるものの、柱や壁にひび割れが生じるなどの大きな被害が発生し、発災後の業務継続に支障が生じるおそれがあります。

今後も、県庁舎が県政運営の中核拠点として、また、災害発生時の災害対応拠点として、その機能を十分に果たすためには、速やかに防災拠点に求められる耐震安全性を確保する必要があります。

特に、阪神・淡路大震災を経験した本県だからこそ、南海トラフ地震等の災害対策として早期に県庁舎の耐震性能を確保する必要があります。

また、県庁舎周辺には、建築後 50 年以上を経過する旧兵庫県民会館や、兵庫県公館等の県有施設も点在しています。

さらには、元町駅を挟んだ南北の人の回遊性の向上などの課題もあり、今後 70～100 年のまちづくりを見据えると、再整備に際しては、これら周辺施設のあり方もあわせて検討する必要があります。

これらの課題について検討を行い、令和元年度に「県庁舎等再整備基本構想」を策定しました。構想では、県庁舎を集約のうえ、現地で建て替えることを基本とし、あわせて集約により生じる余剰地をにぎわい交流ゾーンと位置付け、世界的ブランドのホテルなどを誘致し、県民会館との民間複合施設として整備するなど、にぎわいと活力の創出を目指すこととしていました。

しかし、その後発生した新型コロナウイルスを契機とした働き方の変化や、建設費の高騰などの社会経済情勢の変化を踏まえ、令和 4 年 3 月に策定した県政改革方針により、県庁舎等再整備事業を一旦凍結しました。その後、新しい働き方の推進や、元町地域のにぎわいづくりの観点なども含め、県庁舎のあり方について改めて検討することとしました。

加えて、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の事例など、災害対応のあり方が近年変化してきている状況を踏まえ、災害対応拠点として庁舎に備えるべき機能を改めて検討する必要性が生じました。

こうした背景を踏まえ、県庁舎のあり方等について、各分野の専門家や地元関係者で構成する「県庁舎のあり方等に関する検討会」を令和 6 年 8 月から開催し、さらに令和 7 年 1 月からは県議会に設置されている「議場のあり方検討会議」においても議論され、様々な意見を伺いながら検討を進めてきました。

## 策定の経緯と趣旨

「新庁舎等整備プロジェクト基本構想」は、これまでの検討会や県議会で議論された内容を踏まえ、新庁舎・県民交流機能の整備及びモトキタエリア（元町駅北側）のにぎわい創出の基本的な方針を示すものです。

今後、新庁舎に備えるべき具体的な機能や周辺地域の具体的な整備方針などについて、来年度以降に策定する基本計画の中で詳細な検討を進めていきます。

## I 基本理念

新庁舎は、安全・安心な県民生活や経済活動を支えるとともに、災害対応の司令塔機能を担う県政の中核拠点としてふさわしい先進的な機能を備えた庁舎が求められます。

また、新庁舎の整備に併せ、旧県民会館を継承する県民交流機能の再整備や、神戸都心エリア全体の活性化等、まちづくりへの貢献も求められています。

そのため、新庁舎等の整備にあたっては、①県庁舎の安全性・利便性等の確保、②職員の新しい働き方の実現、③災害対応力の強化、④県民交流機能の再整備、⑤モトキタエリアのにぎわいづくりの5つの視点で必要な機能を確保するとともに、複数の機能が相互に連携し、補完し合うことで、整備の最適化を図るとともに、相乗効果を生み出していくことを目指します。

これらを踏まえ、県庁舎周辺の再整備では、ひょうご五国の活力創出や魅力発信の拠点であり、県内外の多様な人々の交流や協働を生み出す県民に開かれた拠点と、神戸都心エリアの回遊拠点としてののにぎわい機能が相乗効果を発揮し、

**「安全・共創・交流の拠点 ～県民の未来を支える県庁舎へ～」**  
となることを目指します。

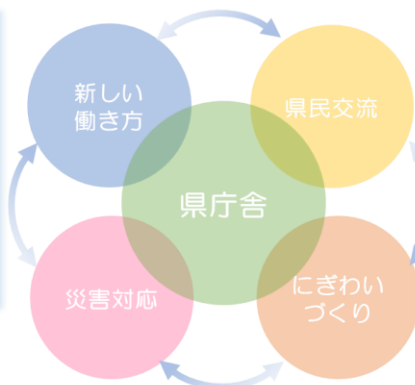
### 安全・共創・交流の拠点 ～県民の未来を支える県庁舎へ～

#### 機能的でコンパクトな県庁舎へ

- ・ 県政の中核拠点にふさわしい機能を確保
- ・ 兵庫五国の魅力発信や、県全体の交流の窓口としての機能強化
- ・ 諸室の共有化や多機能化、効率的な運用等の工夫により、整備規模を適正化
- ・ 有利な財源の活用により、実質負担額を抑制

#### 「生産性の向上」と 「職員のウェルビーイングの実現」 を両立し、働きたくなる県庁へ

- ・ テレワークと職場勤務を併用し、働く場所を自由に選択できる環境を整備
- ・ 共創が生まれるコミュニケーション空間を整備
- ・ ICTツールや生成AIの活用によりDXを加速、業務を効率化し、生まれた時間でより創造的な業務へのシフトを推進



#### 旧県民会館の理念を継承する、 芸術文化や県民活動を支える交流拠点へ

- ・ ホールやギャラリー、貸会議室機能などの機能を、利用者ニーズや周辺施設との役割分担を踏まえてスリム化して整備
- ・ 庁舎と芸術文化機能を合築し、両施設を一体的に運用することで、有機的に連携させ、施設の効率性や利便性を向上
- ・ 県公館の文化的価値を活かしたにぎわいを創出

#### 震災の経験と教訓を継承し、 フェーズフリーなデザインの災害対応拠点へ

- ・ 免震構造の導入等により、被災後の業務継続性を強化
- ・ 他自治体等からのフッシュ型支援に対応する受援スペースを新たに確保しつつ、平時には無駄なくスペースを活用
- ・ 災害時の一時避難スペース等に転用できるオープンスペースの確保

#### 周辺住民と来街者が協調・共存する 品格とにぎわいのあるエリア 「もっと来たい“モトキタ”」の拠点へ

- ・ 地域特性を踏まえたにぎわい機能を、民間提案により誘致
- ・ 周辺エリアとの回遊ネットワークの強化
- ・ 県内外の人々が集い、憩い、にぎわいが生まれる緑溢れる空間

基本理念を決定するに至った背景について、県庁周辺地域の成り立ちから、現状の課題、整備にあたって考慮すべき視点などを、次ページ以降で整理しました。

## Ⅱ 県庁周辺地域の概要

### 1 県庁周辺地域の成り立ち

当地域は、歴史的建築物を主体とした、景観上優れた建築物と、まとまった緑地や豊かな街路樹が残り、神戸港を見下ろす眺望にも恵まれたエリアです。

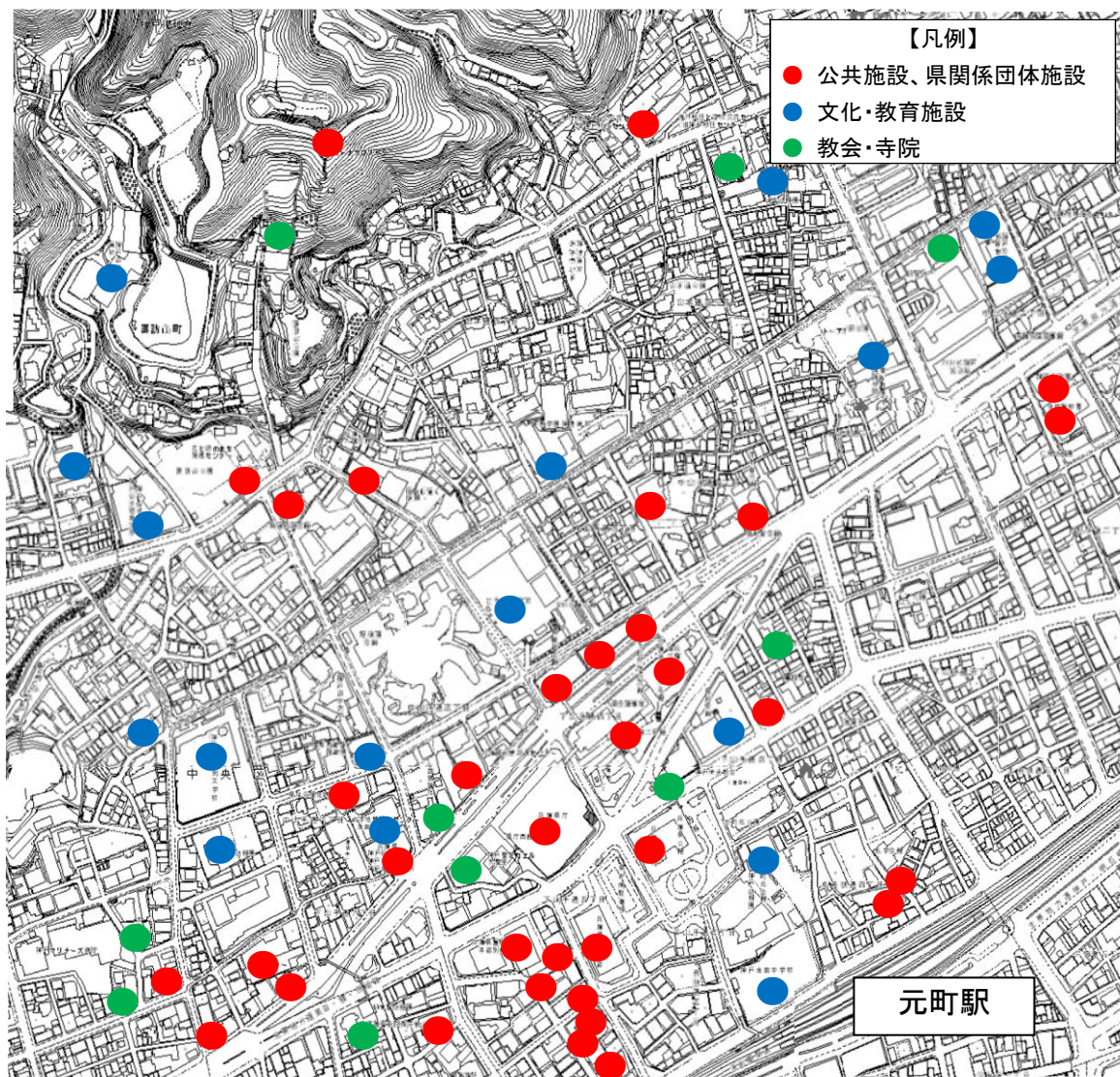
明治元年に日本人と外国人が共生する雑居地に指定されたことから、教会や寺院、外国人学校、ホテル等が立地し、異文化の交流を基調にまちが形成されました。

明治6年には兵庫県庁舎が移転設置され、現在は県庁舎周辺に県関係団体の施設が多数立地しており、県行政の中心地となっています。

また、明治8年には、神戸寄宿学校「女学院」（現神戸女学院）が開校し、その後も県立第一神戸高等女学校をはじめ、数々の学校が設立され、教育と文化の中心地でもありました。

このため、まちの発展にあわせて、様々な地域資源が蓄積されています。

#### ◇地域資源の分布

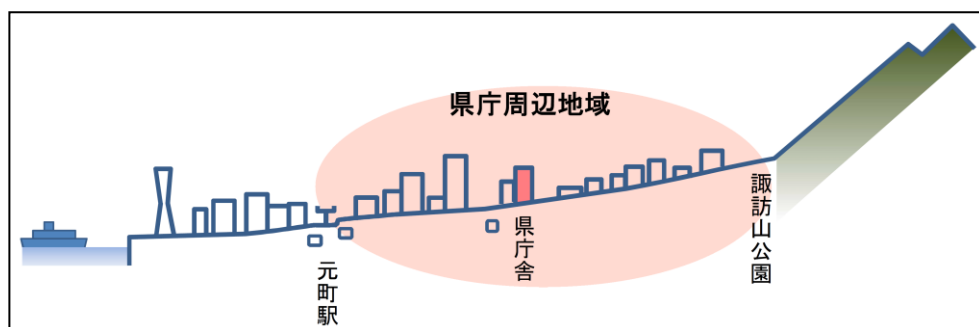


## Ⅱ 県庁周辺地域の概要

### ◇主な地域資源



### ◇県庁周辺の地勢と景観上の特色



## Ⅱ 県庁周辺地域の概要

### ◇県庁舎の変遷

初代県庁舎



慶応4（1868）年1月18日に兵庫切戸町の「大坂町奉行所兵庫勤番所跡」に置かれた兵庫役所が、1月23日には兵庫鎮台、2月6日には兵庫裁判所となり、5月23日（1868年7月12日）に兵庫県が設置されて初代兵庫県庁となりました。

第2代県庁舎



約4カ月後の明治元年9月16日（1868年10月31日）に、坂本村（中央区楠町：現在の神戸地方裁判所の場所）に、新庁舎が完成しました。

これまで神戸町会所に置いていた外国掛も新庁舎に統合され、県の事務はすべてここで行われるようになりました。

県の庁舎として初めて新築され、下山手通に移転した後は、国の裁判所として継承されました。

第3代県庁舎



しかし、大蔵省や司法省が設置されて税関や裁判所の機能が国に移ると、外国との手続きが、県の事務として最も重要になりました。しかし、坂本村の庁舎は神戸外国人居留地や各国領事館から遠く不評だったため、明治6年には外国人居留地に近いオランダ領事コルトハルス邸を買収し移転しました。

その後、明治15年に、現在の旧県民会館の山側に初代県会議事堂（八角堂）が新築されました。

初代県会議事堂



明治35年に、議場を含む第4代県庁舎（現兵庫県公館）が新築され、大正11年には2号館南側県民オアシスの場所に県会議事堂、西側には兵庫県警察本部庁舎が建築されました。

昭和37年には旧神戸第一高等女学校跡に現在の1号館、昭和46年に第2代県会議事堂跡に2号館と県会議事堂、平成3年に3号館がそれぞれ建築され、現在の配置となりました。

第4代県庁舎



※現兵庫県公館

第3代県会議事堂





## Ⅱ 県庁周辺地域の概要

### (2) 旧兵庫県民会館の概要

県民福祉と文化の向上を図るため、昭和 43 年に設置され、音楽発表会、各種美術展などの県民の教養文化の向上のための催しや、セミナー、会議などの諸会合、公共的団体の事務所などに利用されてきました。

しかし、築後 55 年以上が経過し、老朽化が進んでいたことから耐震診断を実施した結果、大地震（震度 6 強から 7 程度）に対する安全性を有していないことが判明したため、令和 7 年 3 月末をもって閉館（令和 7 年 4 月 1 日付で「兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例」を廃止）しました。

#### ◇施設概要

|      |                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築年度 | 昭和 43 年 7 月 13 日（築 57 年）                                                                                                                                                     |
| 構 造  | 鉄骨鉄筋コンクリート造                                                                                                                                                                  |
| 規模階数 | 地上 12 階、地下 3 階、塔屋、車庫 2 階                                                                                                                                                     |
| 敷地面積 | 3,741 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                         |
| 延床面積 | 16,279 m <sup>2</sup><br>（内訳）本館：15,082 m <sup>2</sup> 車庫：1,197 m <sup>2</sup>                                                                                                |
| 施 設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・けんみんホール（326 席）</li> <li>・パルテホール（150 席）</li> <li>・アートギャラリー 4 室、会議室 18 室</li> <li>・団体事務室 14 団体</li> <li>・理容室、カフェ、駐車場（80 台）等</li> </ul> |



#### ◇閉館前の利用状況



リサイタル  
（ホール）



ロビーコンサート  
（ロビー）



アート作品展  
（ギャラリー）



アート作品展  
（ギャラリー）

### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

#### 1 県庁舎等の耐震安全性

##### (1) 構造耐震指標（Is 値）

地域の中心に位置する県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により大きな被害を受けました。

震災後に耐震補強工事を実施し、最低限必要な耐震性能（Is 値 0.6 以上）を確保しましたが、建築後約 50～60 年を経過し、コンクリートの劣化が危惧されることから、平成 30 年度に改めて構造耐震指標を用いた耐震診断を実施しました。

その結果、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」において、防災拠点に求められる目標 Is 値 0.9 を大きく下回り、さらに、大地震に対する安全性基準である Is 値 0.6 も下回ることが判明しました。別館、西館も同様の状況です。

##### ◇耐震診断結果

| 区分   | 1号館         | 2号館  | 議場棟       | 別館   | 西館   |
|------|-------------|------|-----------|------|------|
| 構造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |      | 鉄筋コンクリート造 |      |      |
| Is 値 | 0.30        | 0.37 | 0.32      | 0.35 | 0.16 |
| 診断基準 | 2009 年版     |      | 2001 年版   |      |      |

##### 【参 考】

Is 値は、1981 年 6 月の建築基準法改正（いわゆる新耐震基準）以前の建築物について地震に対する安全性を示す指標です。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、Is 値と大地震（震度 6 強から 7 程度）に対する安全性を下記のとおり定めています。

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| $I_s < 0.3$          | 大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。 |
| $0.3 \leq I_s < 0.6$ | // 危険性がある。              |
| $0.6 \leq I_s$       | // 危険性が低い。              |

また、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、防災拠点に求められる耐震安全性を以下のとおり定めています。

| 区分  | 分類    | 重要度係数 | 耐震安全性の目標                                                           | 対象施設         | 目標 Is 値 |
|-----|-------|-------|--------------------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 構造体 | I 類   | 1.5   | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。  | 拠点庁舎<br>拠点病院 | 0.9 以上  |
|     | II 類  | 1.25  | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。  | 学校、病院、避難施設など | 0.75 以上 |
|     | III 類 | 1.0   | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 | 上記以外の官庁施設    | 0.6 以上  |

### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

#### (2) 層間変形角

1号館、2号館、議場棟、旧県民会館については、想定地震波を用いた時刻歴応答解析（※2）により、大地震時の性状を詳細に調査しました。

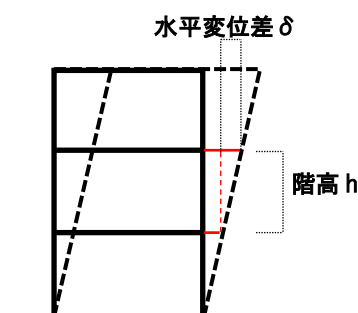
その結果、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする海溝型地震（長周期地震）では、1号館、2号館、議場棟において、層間変形角（※3）の最大値が建物の損傷が抑制できるとされる $1/200$ を超えており、建物に大きな被害は発生しないものの、柱や壁のひび割れ、外壁タイルや天井の破損・脱落等のため、地震直後は使用できず、大規模な補修が必要になると推測されます。また、阪神・淡路大震災のような内陸活断層型地震（直下型地震）では、いずれの建物も層間変形が大地震時に倒壊の危険性があると判断される $1/100$ を超えています。1号館、2号館は鉄骨鉄筋コンクリート造であり鋼材が密に入っているため、倒壊に至る可能性は低いと考えられるものの、建物に大きな被害が発生することから、地震後は継続使用できないと推測されます。なお、議場棟では最大 $1/43$ と大きく変形し、倒壊・崩壊に至る可能性があるとして推測されるため、令和5年度から使用を停止し、兵庫県公館大会議室などを代替会場として対応している状況です。旧県民会館についても、鉄骨鉄筋コンクリート造であり倒壊までは至りにくいものの、海溝型地震、内陸活断層型地震ともに最大値が $1/100$ を超えており、特に内陸活断層型地震における数値が議場棟並みであるため、令和7年度から使用を停止しています。

#### ◇時刻歴応答解析結果

| 区 分   | 層間変形角の最大値 |          |           | 実施時期      |
|-------|-----------|----------|-----------|-----------|
|       | 目 標 値     | 直下型地震    | 長周期地震     |           |
| 1号館   | 1/100 以上  | 1/83 (×) | 1/134 (○) | 平成 30 年度  |
| 2号館   |           | 1/61 (×) | 1/144 (○) | 令和 4 年度   |
| 議場棟   |           | 1/43 (×) | 1/108 (○) | 令和 4 年度   |
| 旧県民会館 |           | 1/37 (×) | 1/95 (×)  | 令和 5～6 年度 |

※2 建築物の慣性力、減衰力、復元力を基に質量と固有周期により単純化したモデルに、時間軸に沿って地震波を与え、建築物の応答（変位、加速度、応力など）を逐次計算する方法。

※3 地震時における建物の変形を把握する指標であり、地震により建物が揺れた時に、上下階の間でどれだけ横にズレたかを示す角度のこと。上下階の床の水平変位差( $\delta$ )を階高( $h$ )で除したもの( $\theta = \delta / h$ )。



## Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

### 2 県庁敷地等の活用

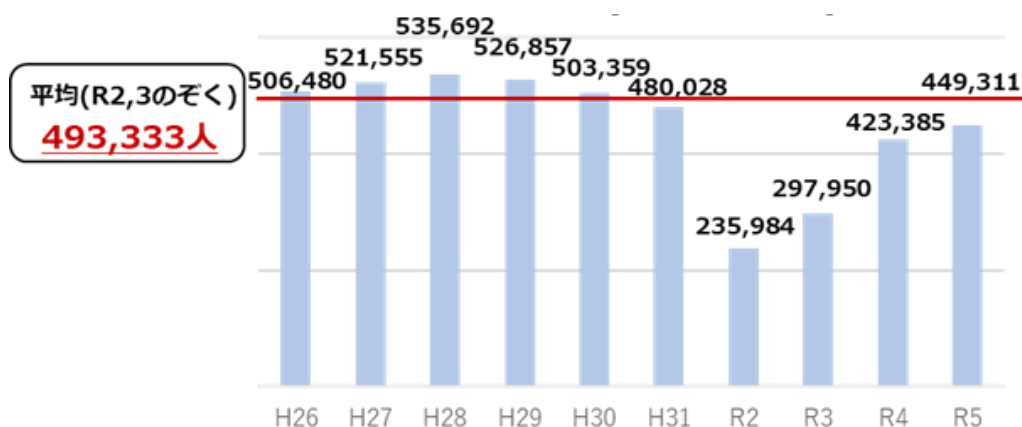
新庁舎整備の検討にあたっては、まちづくりへの貢献の観点から、庁舎等の再整備により生じる余剰敷地の活用方策や、閉館となった旧県民会館の今後のあり方、兵庫県公館の活用などについても、併せて検討する必要があります。

#### (1) 旧兵庫県民会館

年間 100 万人が利用していた最盛期からは半減するものの、近年でも年間 50 万人程度が利用しており、周辺地域のにぎわい創出に寄与していました。令和 7 年 3 月の閉館後、利用者は周辺施設を代替利用することで対応しているものの、活動に支障をきたしている利用者もあり、ニーズが十分に満たされていません。また、施設の閉館に伴い、来街者が減少するといった課題も生じています。

#### ◇旧県民会館の利用状況

##### ①入館者数の推移（過去 10 年間）



##### ②機能別の利用率・利用者数（令和 5 年度）

|               | 利用率   | 利用者数            | 利用状況                              |
|---------------|-------|-----------------|-----------------------------------|
| けんみんホール（326席） | 69.1% | 99,174人         | 音楽イベント 13% ・ 講演会など 87%            |
| バルテホール（150席）  | 64.9% | 43,560人         | 研修・総会等 91% ・ 懇談会等 9%              |
| ギャラリー         | 45.1% | 41,320人         | 書道 29.5% ・ 絵画 24% ・ その他工芸など 46.5% |
| 会議室           | 61.9% | 164,493人        | 一般利用 75% ・ 県、外郭団体 18% ・ その他 7%    |
| 集会室・宴会室       | 59.7% | 51,651人         | —                                 |
| その他           | —     | 49,113人         | —                                 |
| 計             |       | <b>449,311人</b> | —                                 |

### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

#### (2) 兵庫県公館

明治 35 年に、明治を代表する建築家・山口半六により設計され第 4 代目県庁舎として建築されました。当時、フランス・ルネサンス様式の建造物としては、規模・優雅さ、ともに日本一の名声を博しました。明治以降の県政の歴史を刻んできた県政のシンボルであり、明治期の代表的建築物として高い評価を受ける由緒ある建物であることを踏まえ、昭和 58 年から大改修され、昭和 60 年に兵庫県公館として生まれ変わり、平成 15 年には国の登録有形文化財となりました。



明治 35 年当時の県庁舎

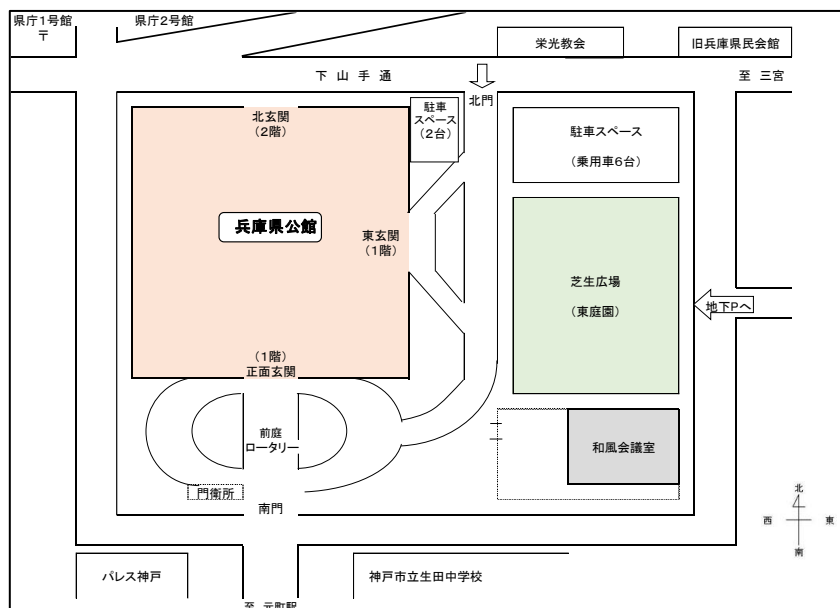
現状は公賓の接遇や式典、会議などの迎賓館機能として活用しています。また館外では、東庭園は散策や休憩スポットとして、主に周辺住民に使用されてきたものの、地下駐車場は行政利用のみに留まり、別棟（和風会議室）については年間 20 日ほどしか利用されていないことから、有効に活用されていません。



現在の兵庫県公館

このため、先人が守り高めてきた文化的価値や都市景観が持つポテンシャルを活かし、地域の賑わい創出に資する取組を検討する余地があります。

#### ◇敷地図



### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

#### (3) 1号館前芝生広場・2号館前県民オアシス

1号館前の芝生広場については、元町地域で一定規模を有する貴重な緑地スペースであるものの、高低差があり沿道からの視認性が低いことや、庁舎管理の運営上の制約から、人通りは少なく、イベント等での活用も限定的となっています。

##### ◇1号館前芝生広場の現状



2号館前の県民オアシスについては、遊歩道や小規模な人工芝広場があり、一定の利用があるものの、樹木等で鬱蒼としており、沿道からの視認性が悪く、認知度が低いことから、有効に活用されていません。

##### ◇2号館前県民オアシスの現状



#### (4) 県警本部東側敷地

長らく駐車場として活用されてきましたが、耐震性が不足している生田警察署が現地建替することに伴い、仮設庁舎の用地として活用予定のため、仮設庁舎の撤去後の活用方針についても併せて検討する必要があります。

### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

#### 3 モトキタ地域のまちづくり

元町駅北側の地域内には、様々な地域資源が点在しているものの、核となる集客施設がなく、三宮周辺地区や元町駅南側と比べると、回遊性が低い状況です。官公庁や教育機関が多いエリアであることから、休日の歩行者通行量は特に少ない状況です。

また、南北の高低差があるため坂道が多く、元町駅を挟んで鯉川筋から花隈本通にかけて JR 線、神戸高速鉄道により南北方向の移動が分断されていることも、地域内の回遊性の低さの大きな要因と考えられます。

|                       |        |                   |
|-----------------------|--------|-------------------|
| 歩行者通行量<br>(12 時間の交通量) | 三宮周辺地区 | 約 32,000~40,000 人 |
|                       | 元町駅南側  | 約 25,000~38,000 人 |
|                       | 元町駅北側  | 約 5,000~10,000 人  |
|                       | 県庁周辺   | 約 3,000~ 5,000 人  |

※県庁舎等再整備基本構想（令和元年6月策定）より抜粋

中でも元町駅西口から北側への歩行者通路はバリアフリー化されておらず、改札口と市道若菜神戸駅線の間約6mの段差があり、階段を経て県公館方面へ向かうこととなるため、南北通行の障害となっています。

さらに、階段を上ってから県庁周辺にかけての道路は、災害時の避難経路の1つになることや、周辺地域の回遊性向上の観点から、動線の円滑化が必要です。



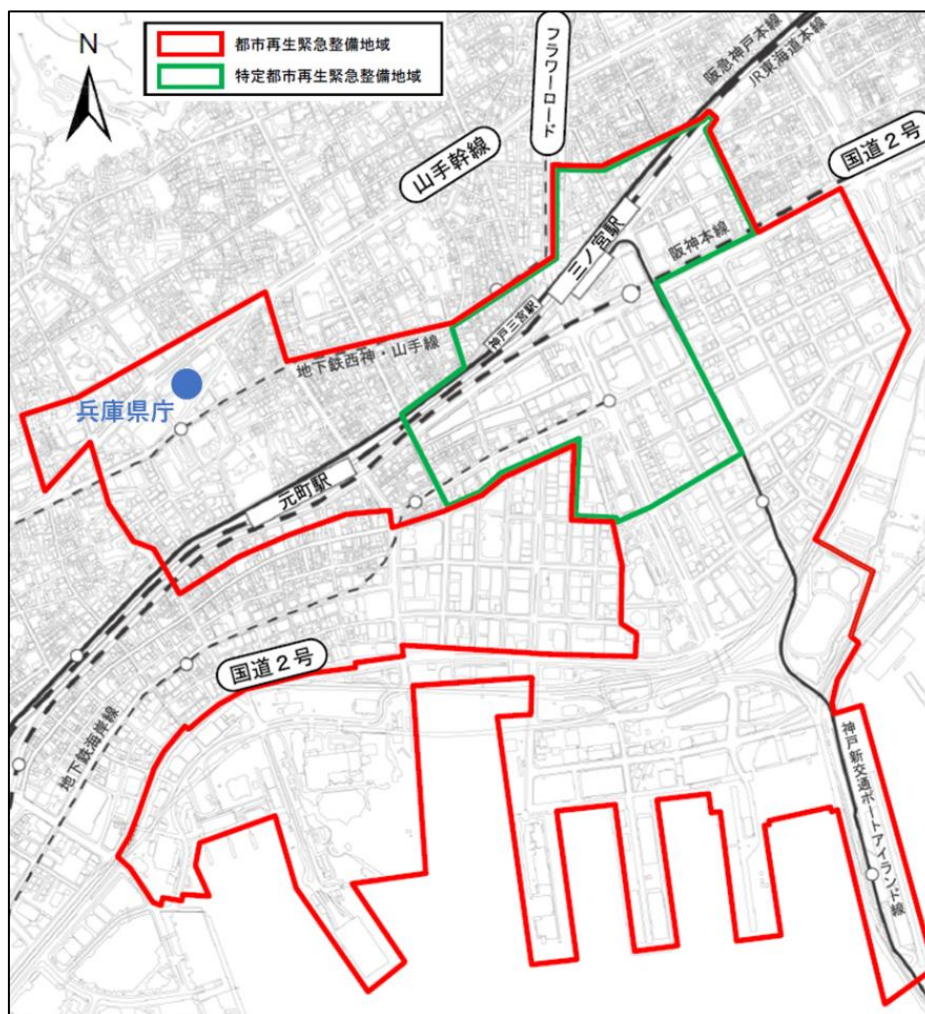
加えて、当地域は神戸都心エリアにあり、三宮駅周辺などで進む再開発と連携したまちづくりにも配慮が必要です。また、三宮駅周辺やウォーターフロントエリアでは、緊急的かつ重点的に市街地の整備を推進する地域として、「都市再生緊急整備地域」の指定を受け、都心エリアの活性化に向けた取組が進められています。元町エリアについても、2022（令和4）年5月2日に対象地域に拡大されましたので、そのメリットを活かしながら、民間活力の導入も視野にまちづくりの方向性を検討していく必要があります。

### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題

＜参考＞都市再生緊急整備地域について

都市再生特別措置法（平成 14 年6月1 日施行）に基づき、都市の再生の拠点として都市開発等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で定める地域です。

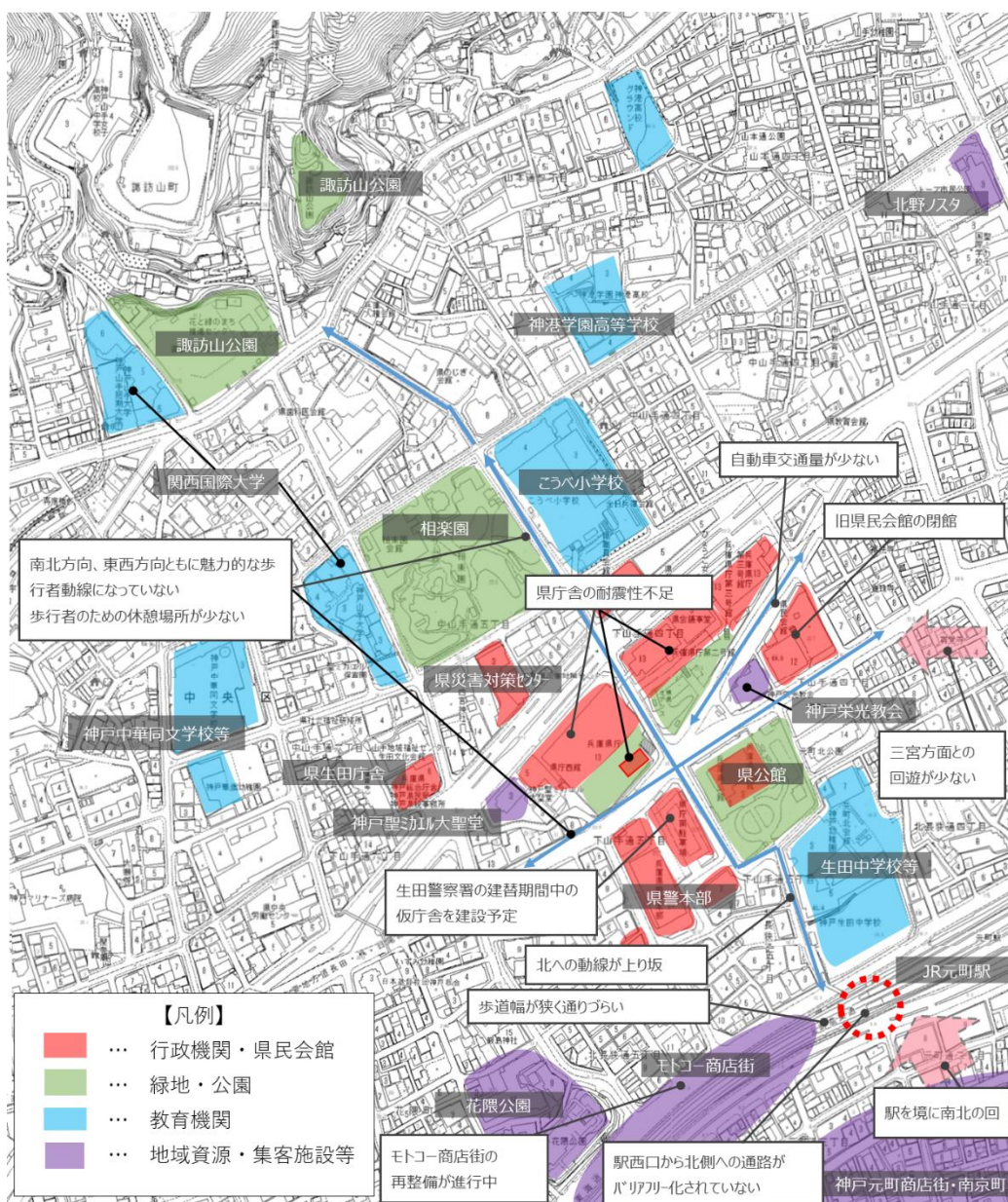
◇区域図



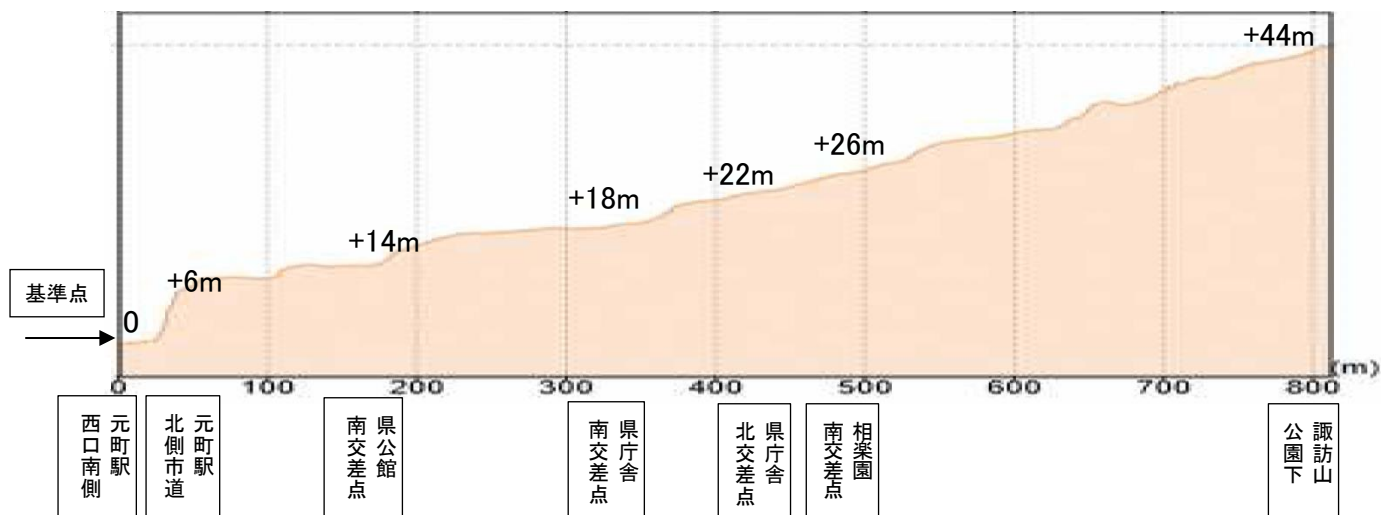
◇支援措置

- ・都市計画による建築制限の緩和（建物用途、建ぺい・容積率等）
- ・国による財政的支援（官民連携まちなか再生推進事業 等）
- ・民間都市開発推進機構による金融支援
- ・税制優遇
  - ①所得税・法人税 : 2.5 割増償却（5年間）
  - ②登録免許税 : 建物保存登記 0.35%（通常 0.4%）
  - ③不動産取得税 : 課税標準控除△20%
  - ④固定資産税等 : 課税標準控除△40%

### Ⅲ 県庁舎及び周辺地域の課題



◇地域内の南北の高低差の状況



## IV 社会経済情勢の変化

### 1 コロナ禍を経た働き方の変化

2020（令和 2）年以降、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、出勤抑制の手段としてテレワークの活用や業務のDX化が進展し、社会全体で働き方が大きく変化しました。コロナ収束後も、テレワークなどの新しい働き方は、柔軟で多様な働き方として定着してきています。

こうした情勢を踏まえながら、職員の新しい働き方の方針や、それに対応した県庁舎のあり方を検討することが必要と捉え、様々な取組を行いました。

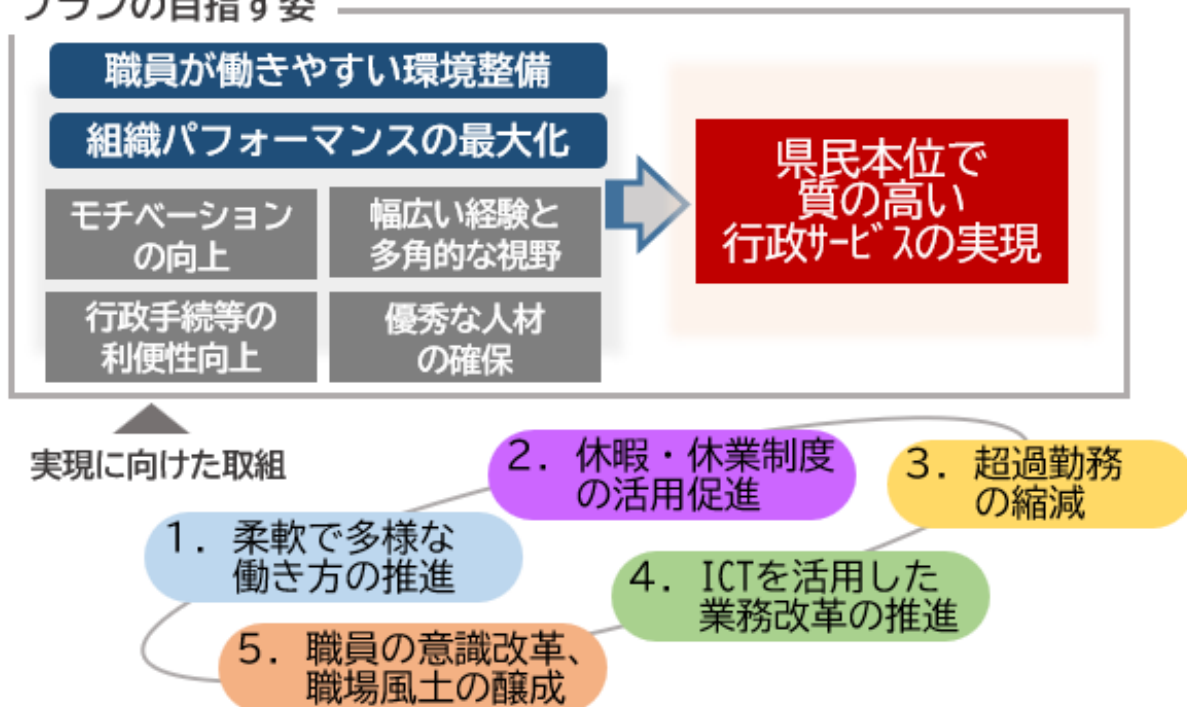
#### (1) 「新しい働き方推進プラン」の策定

変化が激しく、複雑な時代に、県民のニーズを的確に捉えた質の高い行政サービスを提供し続けるため、デジタル化の遅れや限られた人員・財源の有効活用、長時間勤務の是正といった課題を解決するなど、県庁の働き方の見直しが必要とされていきました。

こうした背景を踏まえ、組織パフォーマンスを最大化し、県民本位で質の高い行政サービスを実現するための新しい働き方の推進の指針として、令和5年2月に「新しい働き方推進プラン」を策定しました（令和7年4月改定）。

その中で、柔軟で多様な働き方の推進に向けた取組の1つとして、新しい働き方の進展を見据えた県庁舎のあり方の検討について、全庁的に取り組んでいくこととしました。

#### プランの目指す姿



## Ⅳ 社会経済情勢の変化

### (2) 「新しい働き方モデルオフィス」の実施

「新しい働き方推進プラン」に基づき、柔軟で多様な働き方を推進するとともに、テレワークやデジタル化といった新しい働き方の進展を見据えた県庁舎のあり方を検討するため、フリーアドレスやペーパーレス・ストックレスに対応した「新しい働き方モデルオフィス」を設置し、トライアルを実施しました。

大胆なテレワークやモデルオフィスでの執務を、本庁の各部局が1ヶ月交替で実施する取組と、繁忙期（3～6月）における業務（人事異動や新入職員の受入れ、年度末・年度当初の契約・経理事務など）に着目した取組の2つに分けて実施しました。

#### ①実践した取組

| 取組内容                                                                                                                                                                                                    | 期待した効果                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 大胆なテレワークの実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務やサテライトオフィス勤務といったテレワークを最大限活用し、出勤率を4割程度で運用</li> <li>非対面でも、チームワークを発揮して効率的に働けるよう、オンライン前提のコミュニケーションを徹底（グループチャット、ビデオ通話、オンライン会議の徹底）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤時間の有効活用</li> <li>通勤ストレスから解放</li> <li>オフィス面積の合理化</li> </ul>              |
| <b>イ フリーアドレス等を活用した柔軟な働き方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>オープンオフィスやフリーアドレスの導入</li> <li>豊富なコミュニケーションスペースの整備</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>所属の垣根を超えた活発な連携・交流</li> <li>部局横断の課題への対応力の強化</li> <li>新たなアイデアの創出</li> </ul> |
| <b>ウ ペーパーレス・ストックレスの徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレスでの協議・打合せ、電子決裁の徹底</li> <li>全席へのデュアルモニターの配備</li> <li>コピー機台数や書棚の削減</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷時間の短縮、検索性の向上等による事務処理の効率化</li> <li>SDGsへの貢献</li> </ul>                   |

#### ◇実施期間

- ・全庁的な取組 : 令和5年6月 5日 ～ 令和6年2月27日まで
- ・繁忙期における取組 : 令和6年3月12日 ～ 令和6年6月14日まで

#### ◇実施場所

兵庫県生田庁舎5階（神戸市中央区中山手通6丁目1番1号）

#### ◇執務レイアウト



## IV 社会経済情勢の変化

### ②検証結果

職員アンケートや実施後の各部局へのヒアリング等の結果をもとに、業務効率、業務管理等の視点から、評価・検証を実施し、新たに生じた課題への対応策を検討しました。

#### ◇職員アンケート結果概要

| 区 分          | 回答結果                                                                                                                                                                                             |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅勤務         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約7割の職員で、業務効率が低下</li> <li>・ 約6割の職員で、ワーク・ライフ・バランスが充実（特に20～30歳代の割合が高い）</li> <li>・ 約6割の管理・監督職で、業務管理が適切に行えた</li> <li>・ 約8割の職員が、在宅勤務の希望頻度は週2日以下を希望</li> </ul> |
| グループ等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約半数の職員は、業務効率が向上又は現状どおりで、他課職員との会話が一定増加</li> <li>・ 一方、同じ課の職員とのコミュニケーションがしづらい課題が発生</li> <li>・ オープンオフィスのため、秘匿情報の取り扱いが困難</li> </ul>                          |
| ペーパーレス・ストックス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上必要な書類の電子化が追いついておらず、電子決裁するための負担も増加</li> <li>・ 書類チェックの精度や速度が低下（条例等の文案、支払・契約事務の審査など）</li> </ul>                                                         |

#### ◇主な課題と対応策

| 区分                | 主な課題                                                                                                                                                                           | 対応策                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コミュニケーション<br>人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインコミュニケーションだけでは、職場内の信頼関係構築に時間がかかる</li> <li>・ テレワーク主体の働き方では、新入職員の育成や転入者への引継が困難</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分なコミュニケーションが図れるよう、希望する全職員が勤務可能な執務空間を確保</li> <li>・ 新入職員等とその支援職員は、一定期間は職場で一緒に勤務</li> </ul>                         |
| 業務管理              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部下の状況が見えず会話も減るため、業務管理がしづらい</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的なグループミーティング、上司と部下の1on1ミーティングを実施</li> </ul>                                                                     |
| 業務効率<br>勤務体制      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインでは困難な丁寧な議論・調整が必要な業務がある（予算・決算、議会調整、事故・災害などの突発事案対応 等）</li> <li>・ 職場でしか処理できない業務ではテレワークが困難（申請・相談窓口、紙前提の業務、マイパ等特定端末が必要な業務）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丁寧な議論・調整等が必要な業務は、原則職場勤務・対面協議で対応し、そのために必要な執務空間を確保</li> <li>・ 行政手続きの見直しや、庁内システムの機能充実などにより、職場でしかできない業務の削減</li> </ul> |
| 環境整備              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PC、携帯電話、Wi-Fi、光熱水費などが、私物使用で個人負担が前提</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市庁PCや公用携帯電話の貸与</li> <li>・ 在宅勤務手当の創設</li> </ul>                                                                    |
| ペーパーレス            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に必要な書類の電子化の遅れがあり、在宅での業務に支障がある</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキャン専用機の導入、電子化の外部委託</li> </ul>                                                                                    |
| グループ等             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課員が分散することによるコミュニケーション不足や業務効率の低下</li> <li>・ オープンオフィスでは秘匿性の高い業務の実施が困難</li> </ul>                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課単位での座席配置（グループアドレス）などを検討</li> <li>・ 秘匿業務を行う課室用の個室や、密閉型ブースの設置</li> </ul>                                           |
| 意識変革              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーションスペースの手段、職場とテレワーク職員との情報共有など、習慣化された働き方・意識の変革には相当な時間を要する。</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイブリッドワークを前提とした働き方研修の実施</li> <li>・ 職員の意識変革、新しい働き方の浸透に必要な期間の確保</li> </ul>                                          |

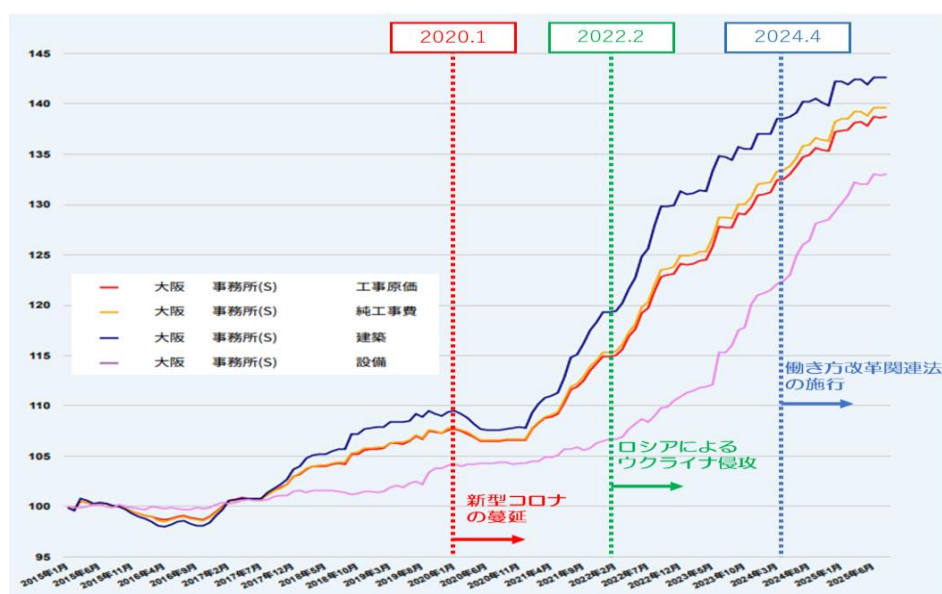
## Ⅳ 社会経済情勢の変化

### 2 建設業を取り巻く環境変化

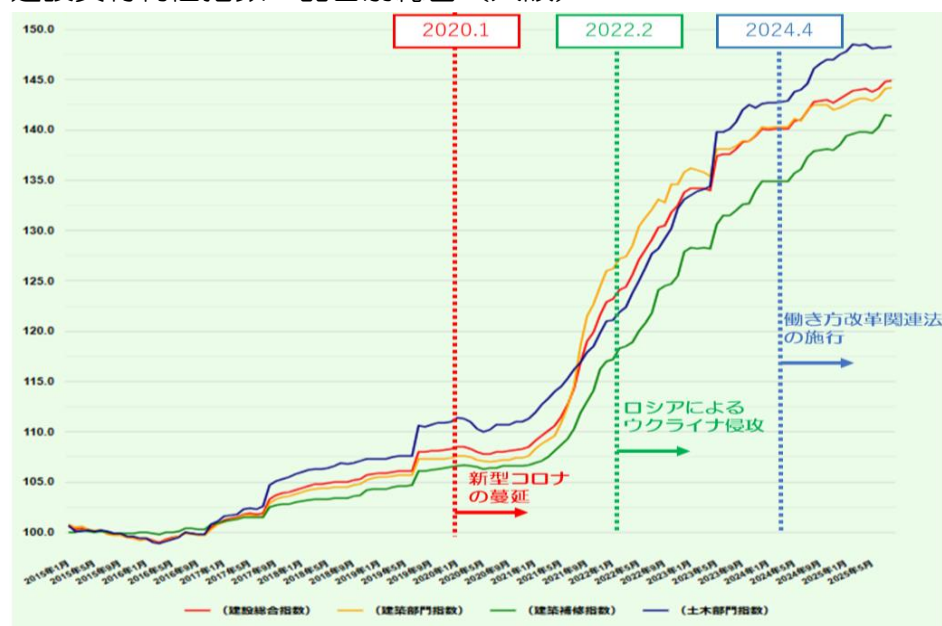
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界的なサプライチェーンの混乱や、コロナ禍からの景気回復による需給の逼迫により、物価高騰が生じました。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格の高騰、さらに急激な円安の進行による原材料輸入物価の高騰も重なるなど、国際情勢の不安定化による影響が生じました。

また、2024年4月から「働き方改革関連法」が施行され、建設業でも時間外労働の上限規制が導入されたことで、工期の長期化や、人手不足に伴う人件費の高騰などが懸念されています。

#### ◇建築費指数 事務所（大阪） S 造



#### ◇建設資材物価指数 品目別総合（大阪）



【出典】  
(一財)建設物価調査会  
ホームページ  
※一部加工して作成

これらの環境変化に伴い、県内外で工事費の高騰や工期延期が生じており、先行き不透明な状況が続いています。そのため、庁舎の規模や財源、事業手法の検討にあたっては、本県の厳しい財政状況も踏まえ、こうした背景を考慮する必要があります。

## IV 社会経済情勢の変化

### 3 県庁周辺エリアの開発需要

県庁舎を集約整備する場合に生じる余剰敷地等の活用に向け、県庁周辺エリアの開発需要を確認するため、民間事業者へのヒアリングを実施しました。

#### ◇民間事業者ヒアリングの結果概要

- ・実施期間 令和4年8月～令和5年1月
- ・ヒアリング先 ディベロッパー、不動産仲介業者、ゼネコン 計5者
- ・ヒアリング項目 県庁周辺エリアの開発需要に係る現状認識について

| 項 目            | 主な意見                                                                                                                                                                                          |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全 体            | <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅以外のポテンシャルは低い</li><li>・エリアが活性化するイメージを描くためにはまちづくりのコンセプトが必要</li><li>・容積率を消化できるエリアではなく、大規模開発には向いていない</li><li>・敷地規模が大きく周辺環境も良いので機会を伺いつつ対応を検討すべき</li></ul> |
| ラグジュアリー<br>ホテル | <ul style="list-style-type: none"><li>・関西のホテル需要は、大阪か京都が中心</li><li>・新三宮バスターミナルと神戸市新庁舎にラグジュアリーホテルが入居予定。三宮やベイエリアが中心で県庁周辺は難しい</li></ul>                                                           |
| オフィス           | <ul style="list-style-type: none"><li>・三宮駅周辺エリアの再整備において今後相当規模のオフィス床が供給されること、JR 元町駅に新快速が停車しないこと等から、県庁周辺での一般オフィス需要の見通しは厳しい</li></ul>                                                            |
| 商 業            | <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺が住宅地であることから、日常購買の商業機能はあるものの、当該エリアでは大型施設やテナントを埋めきれない。</li></ul>                                                                                       |
| 住 宅            | <ul style="list-style-type: none"><li>・閑静な住宅街で北上するほど眺望が良くなるので、中低層で高質な住宅地を形成できる場所</li></ul>                                                                                                    |
| その他            | <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅＋商業施設等の合築を可能とすることで、各事業者が幅広い提案が可能となる。</li><li>・公館を上手く活用できれば、他エリアと差別化でき、まちづくり上の上質な資源となる。</li></ul>                                                     |

令和4年度時点での当該エリアにおける開発需要の認識は上記のとおりですが、2025年大阪・関西万博や、2030年を目途に本格化する神戸空港の国際化を契機に、今後インバウンド需要の増加が期待されるなど、周辺エリアを取り巻く状況変化を的確に捉えながら、引き続き民間需要を把握し、実現可能性も含め、検討を進める必要があります。

## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

県庁舎の再整備にあたっては、安全で安心な県民生活や経済活動を支える県政の中核拠点として、大規模災害時にも業務継続が可能な耐震性能を確保することに加え、現庁舎が抱える課題への対応や、本県で推進している新しい働き方、災害対応拠点として備えるべき機能の観点も踏まえる必要があります。

また、旧県民会館機能の再整備の必要性や、モトキタ地域のにぎわいづくりについても併せて検討が必要であるため、それぞれの観点から考慮すべき視点について整理しました。

なお、従前の構想における議論（※4）を踏まえ、県庁舎は現地建替を前提とします。

### 1 県庁舎の安全性・利便性・快適性の確保

県庁舎は、建築後 50～60 年が経過しているため、耐震安全性の他にも、老朽化や情報環境の整備、バリアフリー等の様々な課題があり、早急な対応が必要です。

| 区 分      | 課 題                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 老朽化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神・淡路大震災に伴う災害復旧工事以降、抜本的な改修工事が実施できておらず、躯体、内外装、防水層等の劣化が著しい</li> <li>・ 電気、空調、給排水管の各設備の老朽化に伴う不具合が増加しており、今後、高額な補修費用や更新費用が発生</li> </ul>                                                                   |
| バリアフリー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号館南側に階段があるため、バリアフリーのアクセスルートは北側出入口に限られ、駅方面からは迂回が必要</li> <li>・ 議場棟傍聴席や1号館から2号館への渡り廊下の段差等は、構造的な制約によりバリアフリー対応が困難</li> </ul>                                                                            |
| セキュリティ水準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執務室内への立入りに制約がなく、安全面や機密文書の保全が不十分</li> <li>・ 県民への開放エリアと執務エリアの区分など、セキュリティレベルに応じたゾーニング設定や入退室管理が不十分</li> </ul>                                                                                           |
| 環境への配慮   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境負荷の低減、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー設備の導入など、環境への配慮が不十分</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 執務環境     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課室毎に壁で区画されており、フリーアクセスフロアも整備されていないため、組織再編等への柔軟な対応が困難</li> <li>・ 会議室等が各所属所有となっており、全庁的な適正配置とはなっていない（使いたい時に使えない）</li> <li>・ 書類が多く、事務室が狭隘化しており、WEB 会議ブースやコミュニケーションスペースなど、多様な働き方に対応した執務スペースが不足</li> </ul> |

※4 IX参考の「4 県庁舎の再整備手法・位置」（52 頁）を参照

## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

### 2 災害対応拠点として必要な機能の確保

今後 30 年以内に高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震に備え、県庁舎には、災害対応拠点として業務継続が可能な耐震性能の確保や、発災時の迅速な初動体制の確保などが求められます。

また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震における事例など、近年の災害対応の状況を踏まえ、業務継続計画（BCP）の見直しを行うため、学識者で構成する「兵庫県庁 BCP 改定アドバイザー会議」を開催し、その中で災害対応の観点から、県庁舎のあり方についても議論を行いました。

当該会議や検討会の中で議論し、得られた現状の課題や考慮すべき点に対応する必要があります。

| 区 分      | 考慮すべき視点                                                                                                                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フロア構成    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策センターが、幹線道路を隔てた別棟にあるなど、全庁での危機管理対応を行うにあたり制約があるため、新庁舎等の施設配置の検討にあたり考慮すべき</li> <li>・ 関係部局等の連携効率の観点から、できるだけ階数が少なく、広いフロアであることが望ましい</li> </ul> |
| 受援スペース   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や他自治体等からのプッシュ型支援の受入や、情報共有・連携に必要なスペースが必要</li> </ul>                                                                                        |
| 建物構造     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの部局が入居する 1・2 号館は、耐震性が不足しており、大地震の直後からの業務継続が困難</li> <li>・ 被災後の業務継続の観点から、家具の転倒やエレベーターの故障などを防ぐため、建物内部の揺れを軽減する構造が望ましい</li> </ul>              |
| オープンスペース | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の周辺住民や来街者の一時避難スペースが必要</li> <li>・ 他自治体からの支援車両などを受け入れるための、周辺道路から直接乗り入れが可能なスペースが少ない</li> </ul>                                             |
| ライフライン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、水道などのライフラインは、業務継続に支障がないよう、被災直後から一定期間は自律的に供給できる対策が必要</li> </ul>                                                                          |
| 職員の参集体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害では、電気・通信等に障害が発生するなど、テレワークが困難である可能性が高い</li> <li>・ 他自治体等からの応援職員との緊密な連携を要することから、原則全職員が出勤により対応することとなるため、十分な執務スペースを確保することが必要</li> </ul>    |

## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

### 3 新しい働き方を踏まえた執務環境の確保

「新しい働き方推進プラン」に基づく取組や、民間企業の取組事例などの知見を踏まえ、検討会において議論を行い、目指すべき働き方の実現や必要な執務環境の整備に向け、考慮すべき視点を整理しました。

県民本位で質の高い行政サービスを提供するため、「柔軟で多様な働き方の推進」、「業務改革の推進」「共創が生まれる執務環境の整備」に取り組んでいくにあたり、職員の働きがいやエンゲージメントの向上、ワーク・ライフ・バランスの実現、ダイバーシティ&インクルージョンなどへの考慮が必要です。

| 区 分            | 考慮すべき視点                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柔軟で多様な働き方の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワークを活用し、仕事や個々の事情に合わせて働く場所を自由に選択できることが重要。これにより、職員の満足度向上や人材確保にも寄与</li> <li>・ テレワークの活用は業種などで大きく差があり、オフィスへの出社回帰を表明する民間企業の動向も見られる</li> <li>・ 丁寧な議論や調整が必要な業務、新入職員へのOJTなど、オンラインよりも職場で勤務するほうが適している業務もある</li> </ul> |
| 業務改革の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペーパーレスを前提とした業務プロセスの見直しやシステム構築、ICTや生成AIの活用により、事務処理を効率化していくことが必要</li> <li>・ テレワークにより通勤時間を削減することや、単純作業を省力化するだけでなく、生まれた時間を有効活用することが重要</li> </ul>                                                                 |
| 共創が生まれる執務環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎は対面でコミュニケーションするために集まる場所としての重要性が高いため、執務環境の充実が必要</li> <li>・ 人間関係の構築や人材育成、組織への帰属意識の醸成、新たなアイデアの創出等の点で、対面コミュニケーションはメリットがある</li> <li>・ オープンフロアでコミュニケーションがしやすい空間に加え、集中した業務や、機微な会話ができるスペースも必要</li> </ul>           |

## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

### 4 県民交流機能の確保

令和7年3月末に閉館した旧県民会館が備えていたホールやギャラリー、貸し会議室などの機能について、利用者へのヒアリングや、周辺施設との代替可能性の検証などを行いました。これに加え、検討会で得られた様々な意見も踏まえ、再整備の必要性を検討しました。

| 区 分   | 主な意見                                                                                                                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 論   | ・ 旧県民会館が閉館になったことで、この地域の昼間の人通りが少なくなった                                                                                                                  |
| ホール   | ・ 県庁周辺での会議や研修などへの利用ニーズが高かった<br>・ 駅から近く、駐車場もあることから、利便性が高かった<br>・ 音楽利用している団体は少なかった（市内には多くの音楽ホールがあるので、他施設で代替は可能）                                         |
| ギャラリー | ・ 中規模（200㎡程度）と小規模（100㎡未満）は、学生や高齢者にニーズが高いが、この規模のギャラリーが市内には不足している<br>・ 用途に応じて、パーティションで区切れるような仕様があれば使い勝手が良い<br>・ 大展示室を利用していた方は、周辺のお施設を利用しており、需給は逼迫しない見込み |
| 貸し会議室 | ・ 低廉で借りられる会館の存在はありがたかった<br>・ 行政部門や議会部門の会議等を、県民会館の会議室やホール等で代用すればよい                                                                                     |

#### ◇周辺のホール



| 記号 | 施設名              | 面積                      |
|----|------------------|-------------------------|
| ①  | 神戸芸術センター（3室）     | 126～132席                |
| ②  | 県立美術館 ミュージアムホール  | 250席                    |
| ③  | ハーバーホール          | 397席                    |
| ④  | 神戸ポートオアシス        | 400席                    |
| ⑤  | 神戸朝日ホール          | 505席                    |
| ⑥  | 松方ホール            | 706席                    |
| ⑦  | 神戸文化ホール（改装前）     | 中ホール 904席               |
| ⑧  | 神戸文化ホール（令和10年開館） | 中ホール 700席<br>大ホール 1800席 |

| 記号 | 施設名           | 席数               |
|----|---------------|------------------|
| ①  | ラッセホール        | 540名             |
| ②  | 中央労働センター 大ホール | 210名             |
| ③  | クリスタルホール      | 200名             |
| ④  | こづまちづくり会館     | 90名              |
| ⑤  | 中央区文化センター     | 264名<br>（令和4年開館） |

#### ◇周辺のギャラリー・貸し会議室



| 記号  | 施設名                  | 面積                         | 規模                           |     |
|-----|----------------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| ①   | 神戸芸術センター             | 216㎡                       | 中                            |     |
| ②   | KIITO                | 576㎡                       | 大                            |     |
| ③   | BBプラザ美術館             | 245㎡                       | 中                            |     |
| ④   | こづまちづくり会館            | 178㎡                       | 小                            |     |
| ⑤   | アートホール神戸(兵庫県立学校厚生開館) | 163㎡                       | 小                            |     |
| 灘区  | 原田の森ギャラリー            | 東館 1 F 240㎡<br>本館 1 F 600㎡ | 東館 2 F 230㎡<br>本館 2 F 1,300㎡ | 中～大 |
| 長田区 | 神戸生活創造センター(新長田合同庁舎)  | 99㎡                        |                              | 小   |

## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

### 5 モトキタ地域に求められる役割

#### (1) 神戸都心エリアの構造

神戸都心エリア全体のまちづくりのビジョンでは、三宮周辺地区やウォーターフロントエリア、市役所周辺における都市機能の高度集積や歩行者中心のまちづくりにより、来街者を呼び込み、都心全体の回遊性を高め、滞在時間の増加を図ること、神戸全体のまちの活性化・発展を目指しています。

#### ◇三宮駅周辺・ウォーターフロントエリアの再整備の動向



その中の元町地域は、全体として歴史に裏打ちされた文化的な佇まいがあり、他のエリアとは異なる雰囲気を持っており、また元町駅を挟んだ南北でも性質の異なるまちが形成されています。南側は、商店街や百貨店などの商業や、観光地としての側面もある南京町、さらに住居機能など多様な機能が混在し、個性的で魅力ある賑わいがあります。一方の北側は、六甲山の裾野に位置し、豊かな緑あふれる環境と調和した住宅街や、行政施設、中小規模の商業・業務機能が共存する、閑静でゆとりのあるまちといった特徴があります。

こうした特徴を踏まえ、モトキタ地域については、地域住民と来街者が協調・共存し、日常と非日常が調和した、品格とにぎわいのあるまちづくりが求められています。

#### ◇元町駅南側



#### ◇元町駅北側（モトキタ地域）



## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

### (2) 県庁舎周辺に求められる機能

モトキタ地域のにぎわいづくりのため、県庁舎周辺には、県行政推進の中核拠点となる県庁舎の再整備による「行政機能」と、旧県民会館の機能を継承し、幅広い文化創造の拠点となる「県民交流機能」に加え、「にぎわい機能」を付加することで目的性・拠点性を高めるとともに、都心の各ゾーンを繋ぐ回遊の中継点となることが求められます。

また、JR 元町駅西口から県公館、県庁舎周辺を経て諏訪山公園や三宮方面に至る歩行者動線について、誰もが容易にアクセスしやすくなるよう改善し、周辺エリアとの回遊ネットワークを強化することも併せて必要です。

これらにより、神戸市が行う三宮周辺地区やウォーターフロントエリア、市役所周辺の再整備など、兵庫の玄関口である神戸都心エリアの魅力を高めるまちづくりと連携させることで相乗効果を発揮し、交流人口の拡大など、都心全体の活性化に寄与していく視点が必要です。

### ◇神戸都心エリアの構造

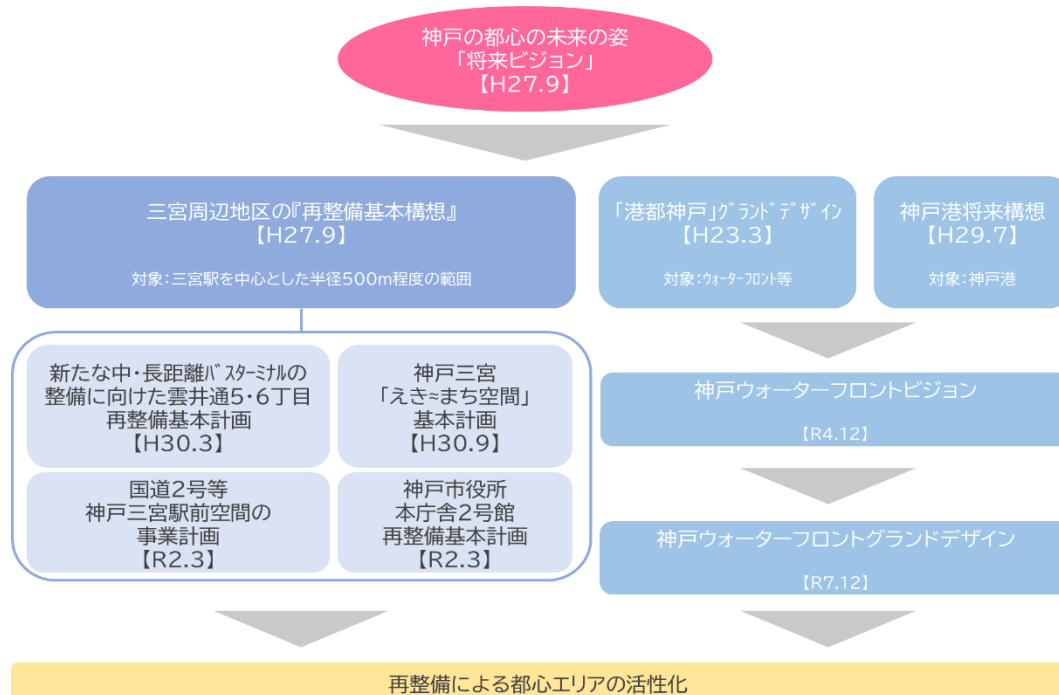


## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

### (参考) 神戸都心エリアの魅力づくり

神戸市では、平成 27（2015）年9月に、「神戸都心の未来の姿〔将来ビジョン〕」および「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定しており、それらを踏まえ、各プロジェクトの具体化が図られ、再整備が進められている。

#### ◇都心エリアにおける各プロジェクトの位置づけ



#### ◇都心エリアの「将来ビジョン」と「再整備基本構想」の対象エリア



## V 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点

(参考) 神戸都心エリアの魅力づくり

### ○神戸都心の未来の姿「将来ビジョン」(平成 27 年 9 月策定)

目指すべき都心像として、「日々の刺激と物語が生まれる美しき港町・神戸」を掲げ、都心の将来像を表現する3つの柱となる①心地よいデザイン、②出会い、イノベーション、そして文化、③しなやかで強いインフラと、「にぎわい」、「観光・文化」等の都心に備える8つの軸に沿った取り組みを示しています。

○都心に備える8つの軸



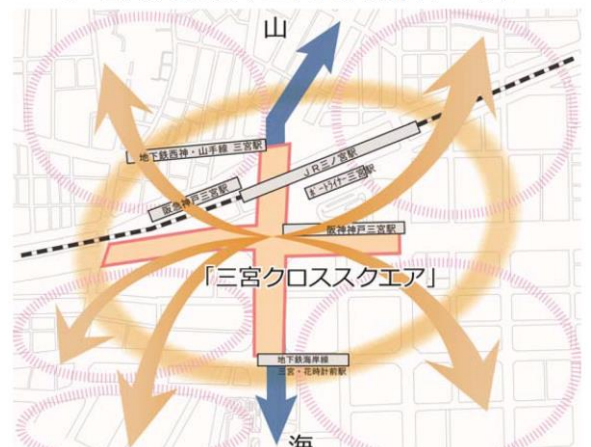
### ○神戸三宮「えき～まち空間」基本計画(平成 30 年 9 月策定)

- ・目指すべき将来像として、「美しき港町・神戸の玄関口“三宮”」を掲げ、「えき」(6つの駅とバス乗降場)と「まち」をつなぐ新しい駅前空間の整備に向けた基本的な考え方や、今後の取り組みを示しています。具体的には、三宮交差点を中心に、人と公共交通が優先の道路空間「三宮クロススクエア」を整備し、「えき」から「まち」への人の流れを創出します。

#### ○えき～まち空間の目標像

- ①三宮の6つの駅があたかも一つの大きな「えき」となる空間
- ②「えき」と「まち」が行き来しやすく、より便利で回遊性を高める空間
- ③美しき港町・神戸の玄関口にふさわしい象徴となるような空間

<「三宮クロススクエア」の役割イメージ>



- ・道路空間の再配置により、歩行者空間を充実させ、「まちなか」の回遊性を向上させる等の取り組みが行われます。

ほかにも、三宮周辺地区における神戸三宮阪急ビルが完成し、JR 三ノ宮新駅ビル(仮称)の整備、新たなバスターミナルの整備、ウォーターフロントエリアにおける再開発等が進められています。



## Ⅵ 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### 1 県庁舎・県民交流機能の再整備の基本的な考え方

#### (1) 目指す姿

県庁舎は、安全・安心な県民生活や経済活動を支える県政の中核拠点として、更なる質の高い行政サービスを提供するため、働き方の変革により、生産性の向上と職員のウェルビーイングの実現を両立し、職員が働きたくなる庁舎として再整備します。また、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、大規模災害時に高度な災害対応力を発揮するために必要な機能について、フェーズフリーの考え方を取り入れ、平時も無駄なく使える災害対応拠点となることを目指します。

これらの視点で必要な機能を確保しつつ、ペーパーレス・ストックレスの推進や、スペースの多目的利用などの工夫により、整備規模の適正化を図ることで、「機能的でコンパクトな県庁舎」を実現します。

また、旧県民会館の機能を継承する、芸術文化や多様な県民活動を支える交流機能について、県庁舎との合築により整備し、両施設の一体的利用による施設の効率性や利便性の向上を図るとともに、有利な財源の活用（※5）により、本県の実質負担額の縮減を図ります。

すべての職員がいきいきと働くことができ、県政の中核拠点にふさわしい先進的な機能を備えた庁舎と、多様な人々が交流する県民交流機能が相乗効果を発揮し、兵庫五国の魅力を発信し、兵庫の未来を創造する拠点を目指して再整備します。

#### (2) 基本方針

##### ① 災害時の対応力強化

- ・ 災害発生時の司令塔として、迅速に災害対応活動を実施できるように、南海トラフ地震や直下型地震等に備えた免震構造等による高い耐震性能や、ライフライン途絶時でも一定期間業務を継続できる機能を確保します。
- ・ 災害対策本部と各部局等との情報共有や、業務連携を意識したフロア構成や配置を検討するとともに、国や他自治体等からのプッシュ型支援に対応できる受援スペースを新たに確保します。

---

※5 詳細は、Ⅷ参考1（2）②（49頁）で後述

## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### ② 質の高い行政サービスの提供

- ・ 全職員が勤務可能なスペースを確保し、職員個々の状況に応じて、テレワークと職場勤務を自由に選択できるような環境整備を推進します。また、業務改革によりオンラインで実施可能な業務を拡大することで、柔軟で多様な働き方を実現するための環境整備を推進します。
- ・ 職場における対面交流を充実させるため、コミュニケーションがしやすく、部局を超えた連携ができるような、共創が生まれる空間を整備します。また、多様な働き方に対応した良質な執務環境を確保します。
- ・ 県民ニーズに的確に応える質の高い政策の立案・執行が実現できるように、政策課題に応じた組織再編等にも柔軟に対応できる執務空間を確保します。
- ・ 文書のデジタル化やICTツール、生成AIの活用により、DXを進めることで業務を高度化・効率化します。また、業務の効率化により生まれた時間を活用して、より創造的な業務へのシフトを推進します。

### ③ 施設規模の適正化・利便性の向上

- ・ 災害対応スペースにはフェーズフリーの概念を取り入れ、平時における空間の多目的利用を図ります。その他の機能も、諸室の共用化、多機能化、効率的な運用等の工夫により整備規模の適正化を図ります。
- ・ 庁舎と県民交流機能を有機的に連携させ、施設の稼働率や利便性が高く、県民に開かれた拠点になることを目指します
- ・ 有利な財源を効果的に活用するための最適な整備手法を検討し、整備にかかる実質負担額の抑制を図ります。
- ・ 高齢者や障害者をはじめ、県民誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインに十分配慮するとともに、県庁舎内へのアクセスルートを含めたバリアフリーを確保します。
- ・ 個人情報や機密情報の保護、防犯上の観点等を踏まえ、セキュリティ対策を強化するとともに、新庁舎と3号館との間に円滑な動線を確保します。
- ・ 県民がより身近に県議会を感じられるよう整備を行います。

### ④ 兵庫の魅力発信と交流の拠点

- ・ 明るく開放的なエントランスホールを中心に、県政情報や兵庫五国の自然、歴史、文化、産業、農林水産業等の多様な魅力を発信し、県全体の交流の窓口として、地域内外を繋ぐ機能を目指します。また、それらを採り入れた庁舎整備を検討していきます。
- ・ 幅広い世代が芸術文化に親しむためのホールやギャラリー、会議室などを備え、多様な活動と交流ができる拠点を目指します。
- ・ 県公館や神戸栄光教会等の歴史的建築物、豊かな緑地などの県庁周辺地域の静かなにぎわいと調和した、シンプルで魅力的なデザインとします。

## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### ⑤ カーボンニュートラルの推進

- ・ 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入等による ZEB 化（従前計画では ZEB oriented を想定）を目指すとともに、県産木材の利用などをはじめとしたサステナブルデザイン(※6)を取り入れ、脱炭素化の推進や地球環境への負荷の軽減に貢献します。
- ・ 維持管理がしやすい設計とすることで、建設段階から解体撤去に至るまでのライフサイクルコスト(※7)を低減させます。
- ・ 木質化や緑化空間の確保、自然光の採光を図るなど、自然と調和した空間を生み出すバイオフィリックデザイン(※8)の概念を取り入れ、職員の創造性を高め、心身の健康維持に資する執務空間を創出するとともに、環境負荷の低減に貢献します。

### (3) 再整備にあたっての留意事項

#### ① 県民に開かれた庁舎づくり

県民会館と合築することにより、平日・休日を問わず、エントランスホールや展望ロビー、庁舎周辺の緑地空間を県民向けの各種イベント開催に活用するなど、県民に開かれた庁舎づくりを目指します。

#### ② 周辺施設と一体となった整備

3号館に加え、周辺に立地する民間施設等との回遊性を向上させるとともに、歩道等の屋外空間の整備についても、道路管理者である神戸市と連携しながら検討していきます。

#### ③ 県民が訪れやすい庁舎

地下鉄県庁前駅と円滑な動線を確保するとともに、元町駅方面から容易にアクセスできるルート道路管理者である神戸市と連携しながら、確保していきます。

#### ④ 県民交流機能のあり方の検討

県民交流機能として整備するホールやギャラリー、会議室のあり方の検討にあたっては、利用者や利用団体の意見も踏まえ、具体的に検討していきます。

---

※6 製品やサービスのライフサイクル全体を通じて、環境、社会、経済への負荷を最小限に抑えながら、持続可能な未来の実現を目指すデザイン

※7 建設費だけでなく、光熱水費、点検・保守・清掃費等の運用維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費など、建設から解体までかかる全ての費用のこと。

※8 建物や空間、都市デザインにおいて、「自然と結びつきたい」という人間の本能的欲求をもとに、植物や自然光、水などの要素を効果的に反映した空間デザイン

## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### 2 にぎわい創出の基本的な考え方

#### (1) 目指す姿

元町駅北側エリアについては、「もっと来たい“モトキタ”」をコンセプトに、地域住民と来街者が共存・協調する地域特性を踏まえ、「静かなにぎわい」を創出します。

県庁舎・旧県民会館の建替により生じる余剰地を活用し、県公館や相楽園等の既存地域資源や新たに整備する県民交流機能と連携しながら、民間活力によるにぎわい機能を付与するとともに、周辺エリアとの回遊ネットワークの強化などに取り組むことで、地域内外から多様な人々が集い、ふれあい、にぎわいが生まれるシンボル空間の整備を目指します。

整備にあたっては、県庁周辺の豊かな緑や地域資源、地域特性を十分に活かし、調和のとれた都市空間を創出します。

#### (2) 基本方針

##### ① 県庁敷地へのにぎわい機能の導入

- ・ 地域住民やレジャー、ビジネス、芸術文化活動などを目的に訪れた多様な人々の交流の起点となるような空間を創出します。
- ・ 地域住民が、日常の中で県庁周辺に自然と集まり、地域で生まれ育った子供たちの思い出が形成されるような場所となることを目指します。
- ・ 芸術文化、食文化、観光など兵庫五国の優れた魅力の発信拠点や、クリエイティブ産業の交流拠点など、エリアのコンセプトに合ったにぎわい施設を民間提案により誘致します。
- ・ エリアの個性を生み出し、訪れた人々が集い憩える、都心のオアシスとしてグリーンインフラを創出します。また、災害時には一時避難スペースや復旧活動の拠点としても活用できるものとします。
- ・ 民間誘致施設も含めた、県庁敷地内の建築空間にデザインコードを設け、一体性のある魅力的な景観づくりを推進します。

##### ② 県公館の民間活用によるにぎわい創出

- ・ 県公館の持つ文化的価値や建築美、都市景観を最大限に活かし、公民連携による県民に開かれた利活用を図り、にぎわいを創出します。
- ・ 館内は、従来からの迎賓館機能としての利用を維持しつつ、週末を中心に多様な主体との公民連携による多目的利用を図ります。
- ・ 館外の別棟、東庭園の非日常空間等の活用アイデアを公募し、カフェ・レストラン等の集客施設の誘致を検討します。

## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### ③ 緑豊かでウォーカブルな都市空間の創出

- ・ 県公館や神戸栄光教会・神戸聖ミカエル大聖堂等の歴史的建築物と豊かな緑地が調和した魅力的な都市空間を実現し、歴史に裏打ちされた品格ある景観の形成を目指します。
- ・ JR 元町駅西口から県公館を経て、諏訪山公園や三宮方面に至る動線を「まちのシンボル軸」と位置づけ、回遊性の向上を図るため、道路管理者である神戸市とも連携しながら、ウォーカブルな歩行者空間の形成を目指します。
- ・ 特に元町駅は、元町山手方面との円滑な人の往来を可能とすることに加え、災害時の避難動線となる観点からも、駅西口周辺道路のバリアフリー化や、駅から県庁周辺にかけての動線の円滑化について、神戸市や JR 西日本等と連携しながら検討します。

### (3) 整備にあたっての留意事項

#### ① 各施設の来訪者と利用シーン

モトキタ地域のまちづくりのコンセプトを踏まえ、施設ごとの主な利用シーンと来訪者の想定イメージについて下記のとおり整理しました。

今回の再整備により、休日や夜間にも、来訪者を市内外から呼び込むことを想定しており、これらを踏まえた民間提案を求めています。

| 区 分      | 機 能                                              | 主な利用シーン  |          |          |          | 来訪者                                                              |
|----------|--------------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|------------------------------------------------------------------|
|          |                                                  | 平日       |          | 土日祝      |          |                                                                  |
|          |                                                  | 昼間       | 夕～夜間     | 昼間       | 夕～夜間     |                                                                  |
| 庁舎       | 県庁オフィス                                           | ○        | －        | －        | －        | 県職員、来庁者（県民、市町職員、事業者など）                                           |
| 県民交流機能   | ギャラリー、ホール、会議室、<br>カフェ、 <u>展望エリア</u> 等            | ○        | △        | ○        | △        | 芸術文化活動・学びに来た人<br>（芸術文化活動関係者、フォーラム出席者等）                           |
| 県公館（館内）  | 迎賓館機能                                            | ○        | －        | △        | －        | 県職員、表敬訪問者、来庁者（式典関係者など）                                           |
| 県公館（館外）  | <u>レストラン、カフェ</u> （※想定）                           | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>地域住民等（ファミリー層、学生、シニア層など）</u><br><u>市内外来訪者（ファミリー層、若者、観光客など）</u> |
| オープンスペース | 憩いの場、 <u>イベントスペース</u> 、<br><u>グリーンインフラ</u> （※想定） | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>○</u> |                                                                  |
| 民間提案エリア  | <u>目的性のある拠点、都心の回遊の中継点</u> （※今後検討）                | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>○</u> | <u>○</u> |                                                                  |

※下線部が、今回の再整備で充実させたい部分

## Ⅵ 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### ② 県公館の利活用の方向性

県公館の利活用は、2号館跡地、旧県民会館跡地、県警本部東側敷地とは異なり、新庁舎整備の検討等に影響がなく、切り離して検討が可能なことから、にぎわいづくりの先行事業として、利活用方法を検討していきます。

#### ア 館内（迎賓館機能）

公賓の接遇、式典、会議など、平日は高い利用率となっていることから、引き続き県の迎賓館としての利用を優先しつつ、週末を中心とした多目的利用を図ります。具体的な活用方法については、自治体と民間企業を繋ぐプラットフォーム（ひょうご公民連携プラットフォーム、ローカルハブ等）を活用し、利活用のアイデアや希望を広く募集していきます。

#### ◇多目的利用の具体例



#### イ 館外（別棟・東庭園・地下駐車場）

公館の借景を活かし、非日常空間でのにぎわいづくりを図るため、平日・休日ともに活用できる機能を誘致していきます。今後、サウンディング型市場調査を実施し、事業者ニーズ、アイデア収集、公募条件の整理などを行ううえで、提案募集を行います。

#### ◇別棟（和風会議室）

年間利用率が低く、施設の老朽化も進んでいるため、公館敷地内の非日常空間を活かしたにぎわい施設の誘致を検討します。

（例：ガーデンレストラン、カフェ等を想定）



## Ⅵ 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### ◇東庭園

公館敷地内の空間を利用した民間主催のソフト事業等を検討します。

（例：ファーマーズマーケット、アフタヌーンティ事業）



### ◇地下駐車場

公館の地下にある駐車場（25 台分）を民間事業者への委託などによる運営を検討し、県有資産の有効活用を図ります。



## ③ 緑化空間の確保

現在の2号館前県民オアシスや県公館の樹木は、周辺の緑豊かな景観を形成し、県民に親しまれてきました。再整備後も、県民が憩い寛げる緑化空間を確保し、都心部の樹冠被覆率の向上に貢献する観点から、既存の樹木を生かしていきます。

ただし、民間提案における敷地の活用方法を踏まえ、残存が困難なものなどについては、移植や新庁舎で再利用（彫刻・オブジェ、内装材 等）する取組なども検討していきます。

## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### 3 県庁敷地のゾーニング

#### (1) ゾーニングの考え方

- ・ 新庁舎は、容積率や日影規制、神戸市都市景観条例を踏まえて、現1号館・西館敷地で整備します。
- ・ 新庁舎の南側（現別館敷地）は、災害対応機能を付与した、まちの個性を生み出す「憩いとにぎわいの広場」を整備します。なお、ソフト事業での活用で柔軟性を確保するため、県民交流機能として整備することを検討します。
- ・ 議会部門については、利便性の観点や将来の建替を想定し、議場と議会諸室等の機能を備えた新議会棟を整備することとし、新庁舎や3号館との連携の観点から、現議場棟の敷地に整備します。
- ・ 現2号館敷地は、新庁舎、新議会棟、3号館を自然につなぐ動線を確保しつつ、民間提案によるにぎわい機能を付与します。

※駐車場の整備は当該敷地を想定していますが、今後の基本計画等での検討により、1号館敷地で整備する可能性もあります。

- ・ その他の敷地や兵庫県公館については、当該エリアのコンセプトに合ったにぎわい創出を図るため、民間提案による敷地活用を図ります。ただし、地域内外の交流を促すことを目指すため、住宅機能については導入しないこととします。

※ なお、敷地活用にあたっては、今後の民間事業者の提案を踏まえ、柔軟に対応します。

- ・ ウォーカブルなまちづくりを目指すため、敷地の活用方針を踏まえたうえで、道路のあり方を道路管理者である神戸市と連携して検討します。



## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### (2) 各施設・敷地のフェーズフリーな活用

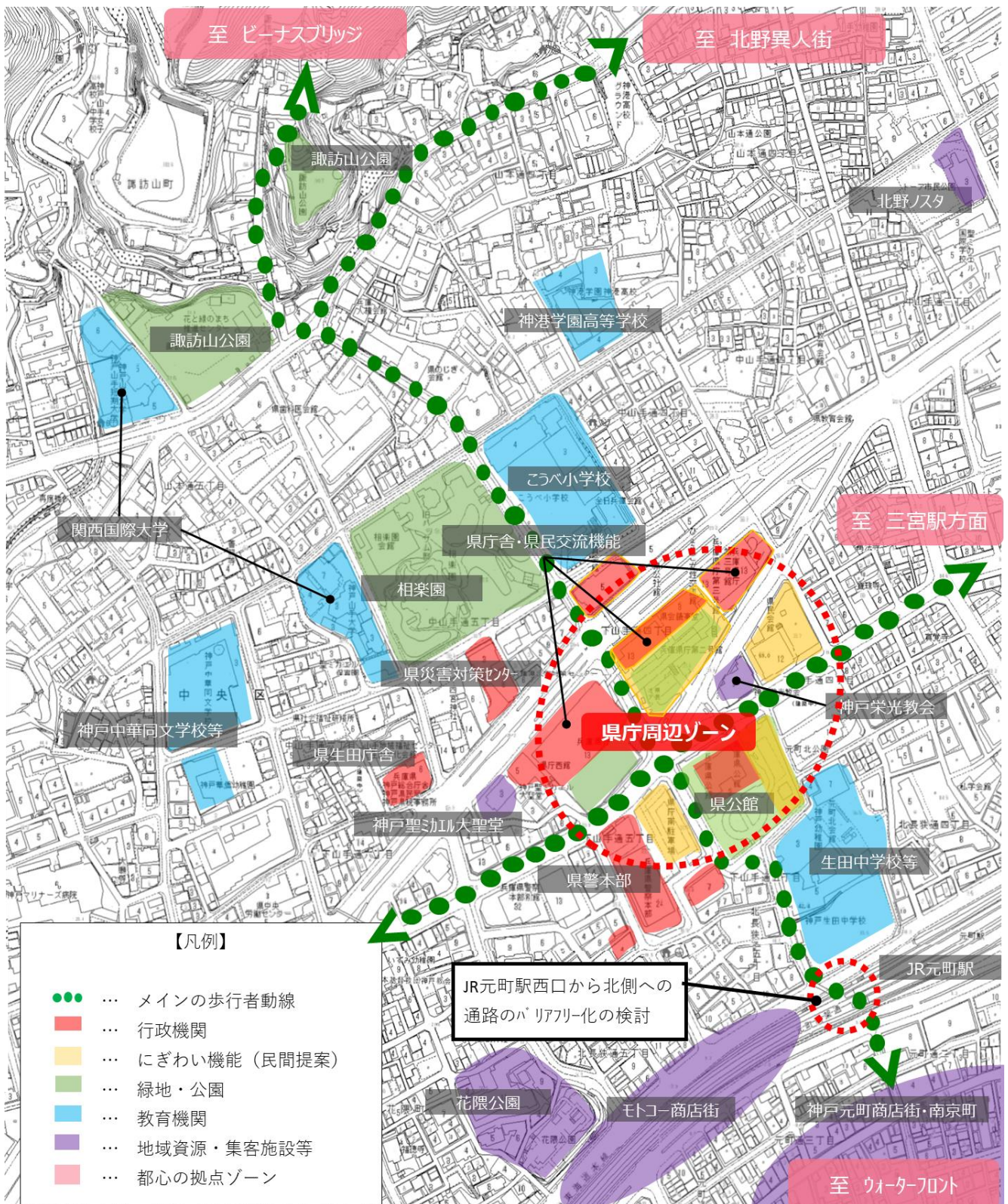
平時において、各施設に求められる機能を発揮でき、かつ災害時に必要な用途にも転用できるよう、施設のデザインや運用方法を検討していきます。

#### ◇各施設の平時・大規模災害時の用途イメージ

|         | 平 時                           | 災害時                                                                            |
|---------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 県庁舎     | 安全安心な県民生活や経済活動を支える<br>県政の中核拠点 | 大規模災害時の<br>災害対応拠点                                                              |
| 県民交流機能  | 芸術文化機能<br>県民交流機能              | <small>※県民交流機能については、<br/>管理者との災害時連携協定の締結等を想定</small><br><br>災害対応業務の<br>予備スペース等 |
| 県公館（館内） | 迎賓館機能<br>（公賓の接遇、式典、会議等）       |                                                                                |
|         | にぎわい機能<br>（多目的利用）             |                                                                                |
| 県公館（館外） | にぎわい機能<br>（飲食施設等の導入）          | 津波浸水想定<br>区域等からの<br>一時避難スペース                                                   |
|         | にぎわい機能<br>（イベント開催）            |                                                                                |
| にぎわい広場  | 県民が憩える交流空間                    | 他自治体等からの<br>支援車両の<br>一時乗入スペース                                                  |

## VI 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

### 4 モトキタ地域の土地利用イメージ



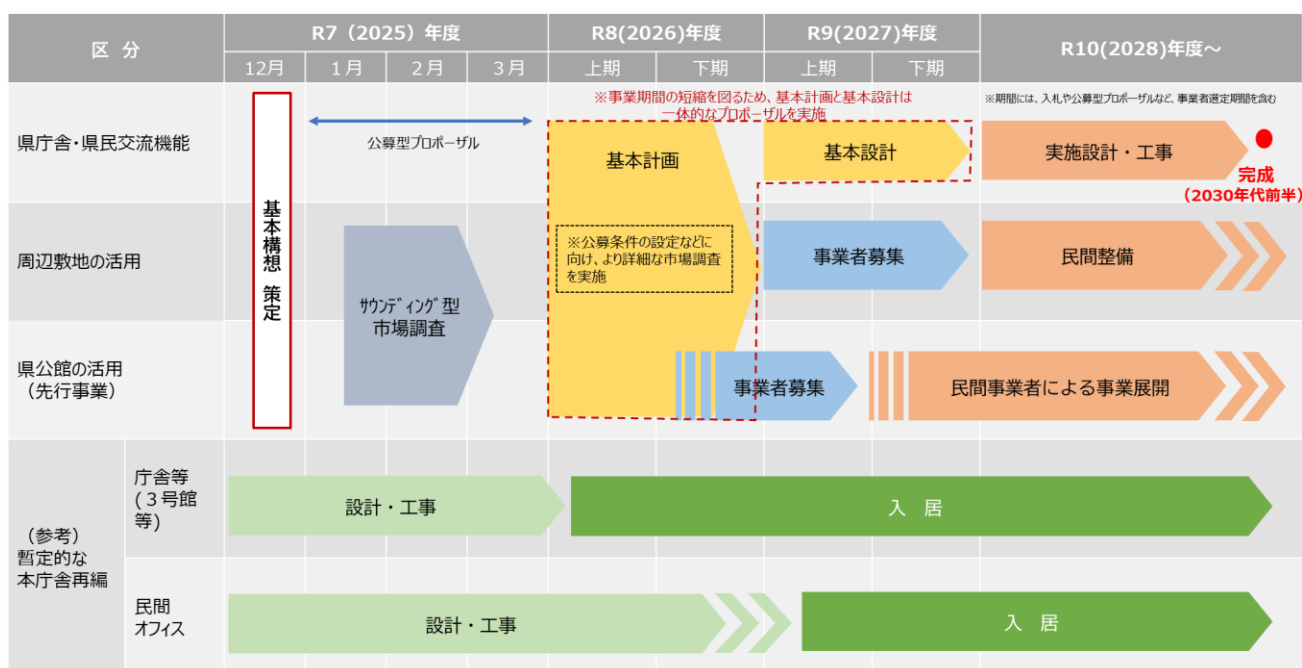
## Ⅶ 今後の進め方

### 1 スケジュール

県庁舎の耐震安全性の確保は喫緊の課題であることから、事業に遅延が生じないように、適切なスケジュール管理のもと、関係者と協議・調整を行っていきます。

なお、基本計画策定過程で、工期短縮が可能な事業手法などについて検討するとともに、既存建物の撤去時期についても整備手法等と合わせて検討していきます。

また、基本計画と基本設計の策定支援業務については個別に発注する予定ですが、事業期間の短縮を図るため、受託者を決めるプロポーザルを一体的に行い、県が整備することとなった施設等については、基本設計についても基本計画の受注事業者との随意契約を予定しています。



### 2 今後の検討事項

#### (1) 整備規模の精査と事業費の縮減

今後、基本計画の策定にあわせ、効率的な業務のあり方やオフィス環境のあり方を検討し、規模や機能を精査します。

また、可能な限りコスト縮減や整備期間の短縮に努めるとともに、公民連携手法や民間活力の導入を検討し、財政負担の軽減に努めます。

#### (2) 財源の確保

整備費用の負担を軽減するため、国庫補助金や有利な地方債を最大限活用するとともに、敷地の民間活用による定期借地権収入の確保などを検討します。

さらに、新庁舎整備に向けて積み立ててきた県有施設等整備基金についても活用していきます。

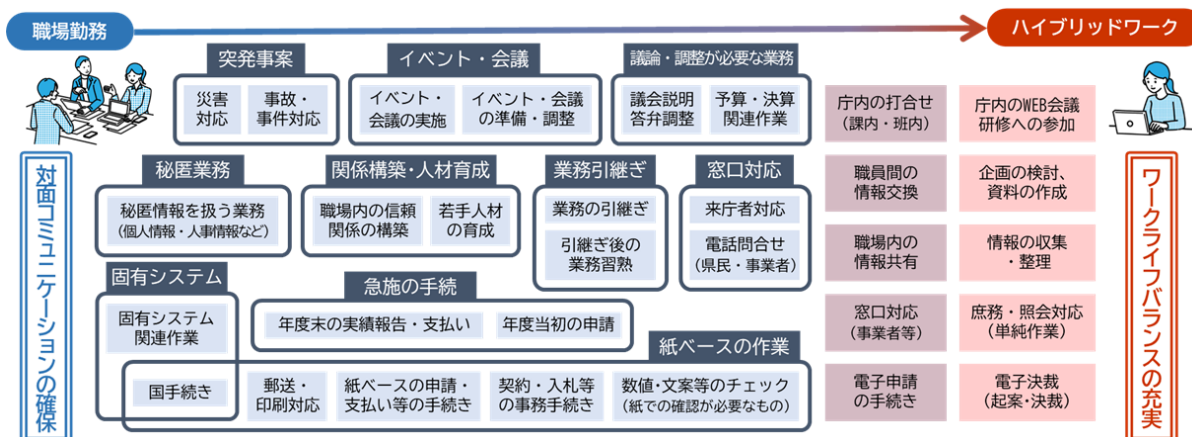
## Ⅶ 今後の進め方

### (3) 働き方と執務環境のあり方の検討

#### ①ハイブリッドワークの推進に向けた取組

場所を選ばない働き方の実現に向け、テレワークと職場勤務を併用するハイブリッドワークを推進するため、オンラインで実施可能な業務の拡大に必要な業務改革を引き続き検討していきます。

#### ◇テレワーク可能な業務の拡大イメージ



#### ②執務環境の検討

新しい働き方の実現に向け、効率的に業務を行える最適なレイアウト、什器、座席配置などのあり方について、基本計画において具体的に検討していきます。

また、会議室が使いやすく効率的に運用されるよう、全ての会議室を原則全庁共有化し、利用状況がリアルタイムで把握でき、予約ができるシステムの導入なども検討します。

#### ◇執務環境の必要機能（例）



## Ⅶ 今後の進め方

### ③職員意見の反映

新庁舎における働き方や執務環境のあり方の検討にあたり、職員の意見や知見、経験を踏まえた働き方のアイデア等を活かしていく必要があります。特に、新庁舎の整備後に業務の中核的な役割を担う、若手職員に多く参画してもらうことが重要です。

そのため、今年度実施している次のア～ウまでの取組において得られた意見を踏まえ、今後新庁舎における働き方と執務環境のあり方を具体的に検討し、基本計画において方針をとりまとめていきます。

#### ア 職員提案の募集

職員が感じている現庁舎のハード・ソフト両面の課題や、自身の経験に基づく新庁舎に関する具体的なアイデア等について、職員提案を募集

##### <募集内容>

- ・ 生産性を高めるために必要な職場環境
- ・ コミュニケーションが活発となる職場環境
- ・ 職員のモチベーション向上に繋がる機能 等

#### イ 職員アンケート

新庁舎における理想の働き方や執務環境等について、匿名で気軽に意見できる仕組みとして、全職員を対象としたアンケートを実施

##### <アンケート内容>

- ・ 新庁舎で実現したい働き方の方向性と、そのために具備すべき設備
- ・ 新庁舎に対する思いや自由な意見・アイデア

#### ウ 新しい働き方推進委員会「若手職員提言部会」

県庁の新しい働き方の推進について議論するため、庁内に設置した新しい働き方推進委員会のもとに、今後の県政を担う若手職員で構成する部会を設置し、若手の目線で理想の働き方を議論

##### <取組内容>

- ・ 新しい働き方を自ら実践し、庁内に情報発信をしながら、「新しい働き方推進プラン」の取組状況の検証と対策や、新庁舎に求めるものを議論
- ・ 部会において複数回のグループワークを行い、委員会で提言内容を発表

### ◇スケジュール



## VII 今後の進め方

### (4) サウンディング型市場調査の実施

県庁敷地の活用方法について、提案募集に先駆けてサウンディング型市場調査を実施します。民間事業者の知見やアイデア、事業への参画意向、事業手法、実現可能性に加え、都市再生緊急整備地域の制度活用の意向なども含めて確認します。

その結果を踏まえ、今後策定する基本計画において、より具体的な方針を決定するとともに、公募条件等を整理し、提案を募集することとします。

なお、兵庫県公館の利活用は、新庁舎整備とは切り離して着手可能なことから、基本計画の策定作業と並行し、先行的に公募手続きに着手することも検討します。

### (5) まちづくりにかかる関係機関との連携

JR 元町駅西口周辺道路のバリアフリー化やエリアの回遊性の向上については、県、神戸市、JR 西日本で構成する「元町周辺まちづくり研究会」を令和5年から開催し、取組の方向性を議論してきました。

また、令和7年9月からは神戸市において、元町駅周辺の公共空間の再整備を進めるため、地域のまちづくり団体や学識経験者、オブザーバーとして JR 西日本、阪神電鉄、県で構成するワーキンググループが設置されました。

各枠組みにおいて引き続き議論しながら、まちづくりの方向性のすり合わせや必要な取組について、関係機関で連携しながら検討を進めていきます。

### (6) 県庁舎と県民交流機能の機能連携

庁舎と県民交流機能を合築するメリットを活かし、両施設が一体となってその機能を果たせるような整備・運用を検討します。

県民交流機能として整備する会議室やホールは、県民利用を基本としつつ、行政や議会の会議等でも一部活用し、施設が効率的に稼働できるよう検討します。

エントランスや駐車場など両施設で重複する機能については、可能な限り、県民交流機能として整備することで、閉庁日でも県民に開放し、利便性の向上・にぎわいの創出を図ります。

### (7) 災害時の施設連携

大規模災害時に、県民交流機能のホールやギャラリー、会議室について、災害対応業務の予備スペース等としての活用や、神戸市と調整しながら、帰宅困難者の一時滞在施設として活用することも検討し、管理者との間で災害時の連携協定の締結など、運用方法を検討します。

## Ⅶ 今後の進め方

### (8) エリアマネジメントの推進

県、神戸市、県民、民間事業者等が連携し、行政エリアや民間提案エリアの各施設のにぎわいを有機的に繋ぎ、県庁周辺地域の価値を向上させる方策を検討します。

### (9) 公共空間の活用

住宅や教育機関が集積している特徴を踏まえ、地域住民にとって歩きやすく、かつ来街者にとっても楽しく歩けるような空間づくりを目指すため、周辺道路についても県庁敷地の活用方針を踏まえながら、公共空間を活用した取組を道路管理者である神戸市と連携して取り組んでいきます。

#### ◇公共空間（道路空間）の活用例



【歩行者専用道路化（サンキタ）】



【憩い空間の創出（暮合南54号線）】



【パークレットの設置（三宮中央通り）】

### (10) プロジェクトの広報

各プロジェクトについては、完成まで長期間を要することから、コンセプトや進捗状況などについて県民等と共有できるよう、効果的な情報発信を行っていきます。

#### <具体例>

神戸市役所本庁舎2号館再整備

建設工事の仮囲いフェンスに、完成後のイメージパース等を掲載



## VIII 参考

### 1 再整備の概算規模と概算事業費

#### (1) 概算規模

引き続き建物として活用する災害対策センターを除いた 1～3 号館と、旧県民会館の必要面積について、次により算定しました。

#### ①前提条件

##### ア 職員数

令和 7 年 4 月 1 日時点の本庁舎勤務職員数の約 3,000 人を前提として、必要面積を算出しました。

##### イ 関係団体の集約見直し

- ・ 従前の計画では、旧県民会館に入居していた関係団体等については、新庁舎へ集約移転する予定でしたが、コロナ禍を経て ICT 環境が充実したことに加え、本県の財政状況を考慮し、県関係課と一体的に業務を行っている団体を除き、事務所の集約は行わないこととします。
- ・ ただし、県関係団体以外で、旧県民会館に入居していた団体については、今後、意向調査のうえ、新庁舎整備後に県庁周辺への事務所移転を希望する場合は、既存庁舎等の財産貸付を検討します。

#### ②算定の考え方

部門ごとに必要な機能について、次の考え方により確保することとします。

また、庁舎と県民交流機能の合築を踏まえ、エントランスや会議室など、重複する機能を共有化することで、スペースの合理化を図ります。

| 区 分    | 考え方                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政部門   | ペーパーレスの推進や、諸室の共用化等によるスペースの合理化を図ります。また、災害時の他自治体等からの応援職員の受入スペースを新たに確保しつつ、平時には打ち合わせスペース等として無駄なく活用することを検討します。 |
| 議会部門   | 現状維持としつつ、一部の会議室を県民交流機能の貸し会議室として整備することで県民利用を図るとともに、有利な財源（公共施設等適正管理推進事業）の活用を図ります。                           |
| 県民交流機能 | ホール・ギャラリー・貸し会議室等について、利用者ニーズや周辺施設による代替可能性の検証等を踏まえ、必要機能を精査しました。                                             |
| 駐 車 場  | 神戸市の「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」に基づき、敷地内に設置すべき必要台数を確保しました。                                                       |

## VIII 参考

### ③算定結果

上記により、必要面積を約 92,000 m<sup>2</sup>（駐車場面積を含む）と試算しました。

引き続き活用する 3 号館を除き再整備する面積は、約 64,000 m<sup>2</sup>と試算しました。

今後、基本計画の検討において、執務環境や県民交流機能などのあり方を詳細に検討し、規模や機能を精査していきます。

| 区 分               | 現 状<br>①              | 再整備後<br>②               | 増減<br>②－①              | <参考><br>従前計画案（R2）        |
|-------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------|--------------------------|
| 行政部門              | 66,644 m <sup>2</sup> | 約 63,500 m <sup>2</sup> | ▲3,144 m <sup>2</sup>  | 約 84,800 m <sup>2</sup>  |
| 議会部門              | 12,597 m <sup>2</sup> | 約 11,500 m <sup>2</sup> | ▲1,097 m <sup>2</sup>  | 約 13,000 m <sup>2</sup>  |
| 県民交流機能<br>（旧県民会館） | 15,082 m <sup>2</sup> | 約 6,500 m <sup>2</sup>  | ▲8,582 m <sup>2</sup>  | 約 17,200 m <sup>2</sup>  |
| 駐車場               | 8,424 m <sup>2</sup>  | 約 10,500 m <sup>2</sup> | +2,076 m <sup>2</sup>  | 約 16,500 m <sup>2</sup>  |
| 合 計               | 102,747               | 約 92,000 m <sup>2</sup> | ▲10,747 m <sup>2</sup> | 約 131,500 m <sup>2</sup> |

※再整備面積 約 92,000 m<sup>2</sup>－28,307 m<sup>2</sup>（3号館）≒約 64,000 m<sup>2</sup>

### ◇参考（県民交流機能の機能別面積）

ホールは、多目的ホール（400 m<sup>2</sup>程度）を 1 室想定しています（周辺施設で代替可能であるため、音楽ホール向けの機能は整備しない）。

ギャラリーは、中規模の展示室（300 m<sup>2</sup>程度）1 室を想定しています。小規模の展示室（100 m<sup>2</sup>程度）は、中規模展示室を移動壁などで分割できる仕様とすることで対応します。また、大規模の展示室（700 m<sup>2</sup>程度）は、周辺その他施設で代替可能であるため、整備しないこととしました。

| 機 能   | 現 状<br>①           | 再整備後<br>②          | 差 引<br>②－①          |
|-------|--------------------|--------------------|---------------------|
| ホール   | 741 m <sup>2</sup> | 400 m <sup>2</sup> | ▲341 m <sup>2</sup> |
| ギャラリー | 647 m <sup>2</sup> | 300 m <sup>2</sup> | ▲400 m <sup>2</sup> |

## VIII 参考

### (2) 概算事業費

#### ① 概算事業費

新庁舎等の建設工事費は、昨今の急激な物価上昇を踏まえ、直近に発注された一定規模を有する本庁舎整備事例（令和7年入札事例）の実績を参考とし、算出しました。この他、以下の経費も含めた合計金額は、約650億円と見込みました。

| 区 分       | 項 目                | 概算事業費  |
|-----------|--------------------|--------|
| 設計・<br>監理 | 基本計画策定費            | 約25億円  |
|           | 基本設計費・実施設計費・工事監理費  |        |
|           | 解体設計費（1・2号館、県民会館等） |        |
| 工事        | 建設工事費              | 約535億円 |
|           | 外構工事費              |        |
|           | 解体工事費（1・2号館、県民会館等） | 約90億円  |
| 合 計       |                    | 約650億円 |

なお、今後、物価変動に応じて、発注時点において事業費が増減する可能性がありますので、各段階において適切に見直しを行います。

新庁舎等建設工事費については、計画や設計の中で整備規模と合わせて更に精査します。また、基本計画において、設計も含めて様々な事業手法を比較検討し、工期短縮や事業費の抑制を図ります。

#### ② 有利な財源の活用

事業費の実質負担額を縮減するため、国庫補助金や、国の同意等基準に基づく有利な地方債を最大限活用します。ただし、活用を想定している地方債は令和7・8年度で現行制度期間が終了するため、国に対して期間の延長・制度拡充を要望していきます。

#### ◇想定する財源の活用方針

##### <国庫補助金>

##### ・建築物耐震対策緊急促進事業

要緊急安全確認大規模建築物（県庁舎・旧県民会館が該当）について、耐震改修の代わりに行う建替工事や、建替工事にかかる設計費等が対象

| 区 分  | 対 象                                                       | 補助率 |
|------|-----------------------------------------------------------|-----|
| 建替工事 | 既存建築物の耐震性能を確保するための建設工事費<br>補助対象限度額＝57千（円/㎡）×対象建築物の延床面積（㎡） | 1/3 |
| 設計費  | 建替工事にかかる、基本計画、基本設計、実施設計、工事監理費、既存庁舎の解体設計等（限度額なし）           | 1/2 |

## VIII 参考

### ＜地方債＞

| 事業名                       | 対 象                                                         | 充当率                          | 交付税措置          | 事業期間   |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------|--------|
| 緊急防災・減災事業債                | 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設（災害対策本部員室、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所 等） | 100%                         | 70%            | R7年度まで |
| 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業） | 公共施設と公用施設を合築した場合、公共施設部分（県民交流機能）                             | 90%                          | 50%            | R8年度まで |
| 脱炭素化推進事業債                 | ZEB基準に適合した新庁舎整備（脱炭素等に資する空調設備等の導入）                           | 90%                          | 50%            | R7年度まで |
| 公共事業等債                    | 国庫補助事業に係る地方負担額                                              | 90%<br>うち財源<br>対策債分<br>(40%) | 財源対策債分の<br>50% | -      |

現時点での想定では、国庫補助金や有利な財源の活用により、約 90 億円の効果額が見込まれるため、本県の実質負担額は、約 560 億円と算出しました。

新庁舎等整備のために積み立ててきた県有施設等整備基金（200 億円）を活用するとともに、民間提案エリアにおける定期借地権収入などの可能性も含め、一般財源負担の軽減に努めます。

## VIII 参考

### 2 暫定的な本庁舎再編の実施

耐震性が不足する県庁1号館・2号館で勤務する職員の早期の安全確保の観点から、新庁舎が整備されるまでの期間は、耐震性に問題がない3号館や生田庁舎など、周辺の既存施設等を活用し、令和8年度から順次移転する予定です。

その上で、なお不足するスペースは、民間オフィスの借り上げにより対応することとしており、令和9年度からの移転に向けた準備を進めています。

このため、当面の間、本庁舎機能は分散型の配置となるため、柔軟で多様な働き方やICTを活用した業務改革といった新しい働き方を推進し、質の高い行政サービスの維持・向上を図るとともに、災害時における業務体制の構築を図ります。

#### ◇所要経費

現時点では以下の経費を想定しており、合計で約110億円を見込んでいます。ただし、今後選定する民間オフィス物件の賃料等により変動します。

| 項 目           | 内 容                                               |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 民間オフィスへの移転経費  | 賃料、敷金、レイアウト設計費、オフィスの設備工事費など                       |
| 各種システム移転経費    | 水防情報設備、道路情報総合管理システムなどの移転経費                        |
| 民間倉庫への公文書移転経費 | 日常的に閲覧しない文書を対象に、配送サービス付きの民間倉庫で保管。移管料、保管料、配達料、箱購入費 |
| その他           | 引越費用、什器処分費など                                      |

### 3 新庁舎等整備にかかる関連経費

現時点では以下を想定しており、合計で約50億円を見込んでいます。今後の基本計画以降の検討において、適宜精査していきます。

| 項 目              | 内 容                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------|
| 3号館（現議会フロア）改修工事費 | 現在の3号館議会フロア（1～7階）については、新庁舎整備後に行政フロアとして使用するためのオフィス化改修経費 |
| 地下鉄出入口移設費        | 市営地下鉄県庁前駅の出入口を新庁舎等と接続するための工事費                          |
| 新庁舎への移転費等        | 暫定的な本庁舎再編における移転先から、新庁舎への引越費用など                         |
| 備品購入費            | 新庁舎で使用する什器類の購入費                                        |

## VII 参考

### 4 県庁舎の再整備手法・位置

従前の計画において、県庁舎は現地建替により整備することとしています。

#### 県庁舎等再整備基本構想（令和元年6月策定）より抜粋

建替、耐震改修のいずれの手法であっても防災拠点に必要な耐震安全性は確保できるものの、躯体や設備などの老朽化対策、最適な情報技術の活用、快適に利用できるバリアフリー構造の確保、適切なセキュリティ対策の構築、最新の環境配慮技術の導入、先進的な執務空間の確保、県関係機関の集約などの課題を抜本的に解決できること、また維持修繕費を含めた70年間（※1）のトータルコストが安価であることから、「建替」により再整備します。

| 課 題                                       |           | 建 替                                                                   | 耐震改修                                                           |
|-------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 課<br>題<br>へ<br>の<br>対<br>応                | 耐震安全性     | ・ 防災拠点に必要な耐震安全性Ⅰ類（重要度係数 1.5）を確保できる。                                   | ・ 防災拠点に必要な耐震安全性Ⅰ類（Is 値 0.9）を確保できる。                             |
|                                           | 老朽化       | ・ 躯体、仕上げ、設備等を最新の水準に整備できる。                                             | ・ 築約 50 年が経過した躯体を継続使用せざるを得ない。<br>・ 使用しながら改修するため、設備は抜本的に改修できない。 |
|                                           | 情報環境整備    | ・ 効率的かつ効果的な政策立案や事務処理が可能な最新の情報技術を整備できる。                                | ・ 高度情報化に対応するためのフリーアクセスフロア等は整備できない。                             |
|                                           | バリアフリー化   | ・ 全ての利用者が円滑かつ快適に利用できる構造や設備を整備できる。                                     | ・ 構造的な制約でバリアフリー対応できていない部分が存置される。                               |
|                                           | セキュリティ水準  | ・ 個人情報の保護や防犯等に対応した適切なセキュリティ対策を構築できる。                                  | ・ 階段や EV 等の動線は変わらないため、セキュリティレベルに応じた適切なゾーニングができない。              |
|                                           | 環境への配慮    | ・ 最新の環境配慮技術の導入や再生可能エネルギーの活用ができる。                                      | ・ 建物形状や構造は変わらないため、総合的な対策ができない。                                 |
|                                           | 執務環境      | ・ 組織再編に柔軟に対応できるオープンフロアの執務空間を整備できる。<br>・ 作業内容に応じて選択可能な多様な執務スペースを確保できる。 | ・ 耐震補強ブレース（筋かい等の補強材）を室内に設置するため、更に室内が細分化される。                    |
| 再<br>整<br>備<br>費                          | 県関係機関の分散  | ・ 県施策との連携に必要な機関を集約できる。                                                | ・ 集約のためには増築する必要がある。                                            |
|                                           | 整備時       | ・ 約 500～540 億円                                                        | ・ 約 400 億円（増築を含む）※2                                            |
| ま<br>ち<br>づ<br>く<br>り<br>へ<br>の<br>効<br>果 | 70 年間（※1） | ・ 約 680～720 億円                                                        | ・ 約 780～820 億円（増築を含む）※2                                        |
|                                           | まちづくりへの効果 | ・ 県庁舎を含めた大規模な範囲で再整備ができ、まちづくりに効果を発揮する。                                 | ・ 再整備の範囲が小規模であり、まちづくりにほとんど効果を発揮しない。                            |

※1 70 年コストは初期整備費と修繕費で算出し、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において、新築の建物耐用年数を 70 年と規定しているため、定量的評価の対象期間を 70 年とした。

※2 耐震改修の場合、耐震補強ブレースの設置により、執務室として利用できる面積が減少すること、また、県関係機関の集約のための床面積が必要となることから、増築に要するコストを見込んでいる。

## VIII 参考

### 県庁舎等再整備基本構想（令和元年6月策定）より抜粋

兵庫五国の拠点となるべき県庁舎の位置については、検討委員会や再整備協議会において、現在地での建替を前提とするのではなく、他地域への移転も含めて、慎重に検討すべきとの意見がありました。

このため、地方自治法の規定も踏まえ、県庁舎の位置について検証を行いました。

#### (1) 考慮すべき主な事項

地方自治法には、県庁舎の位置を定めるにあたっては、住民の利便性の観点から、交通事情や他の官公署との関係等について考慮しなければならない旨が規定されています。

具体的には、以下の事項について考慮する必要があります。

#### ○地方自治法

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

| 考慮すべき事項       | 内容                                                                                                                                                                                    |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通アクセス性       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県下各地の県民の利便性</li><li>・ 県内市町、国・他府県からの利便性</li><li>・ 職員の通勤利便性</li></ul>                                                                           |
| 官公署・民間企業等の集積度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国機関（地方整備局、地方労働局、財務事務所 等）</li><li>・ 県関係団体及び業界団体（福祉関係、商工関係、農林水産関係 等）</li><li>・ インフラ事業者（電気、ガス、水道、民間企業 等）</li><li>・ 県行事の開催場所（ホール、会議室 等）</li></ul> |
| 災害に対する安全性     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発災時の活動拠点としての安全性</li><li>・ 発災時の人員・物資の緊急輸送の迅速性</li></ul>                                                                                        |
| 立地環境          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 周辺環境と調和のとれた都市基盤の集積</li></ul>                                                                                                                  |

## VIII 参考

### 県庁舎等再整備基本構想（令和元年6月策定）より抜粋

#### (2) 現在地と神戸市外移転の比較

神戸市外へ移転する場合には、県庁舎、公社館等の行政施設に加え、諸行事を開催する県公館、県民会館等の関係施設を一体的に移転し、県行政を推進する拠点として、必要な機能を集積する必要があります。

しかしながら、市外へ移転する場合、現在地で建替を行う場合と比較すると、①移転対象施設が増加し、7haに及び広大な敷地を必要とすること、②整備延床面積が増加し、移転整備には用地費を除く整備費だけでもより多額の経費を要すること、③建築を含む整備期間が長期化すること、④移転先によっては交通アクセス環境の悪化や企業等集積度が低下すること、⑤災害安全性に対しては同様の安全対策が必要となることが想定されます。

このため、県庁舎再整備の緊急性等も勘案し、引き続き「現在地」で建替えることとします。

| 区 分               | 現在地での建替                                                                               | 神戸市外への移転                                                       |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 移転対象施設<br>(県関係施設) | ①県庁舎<br>②議場<br>③県民会館                                                                  | ①県庁舎<br>②議場<br>③災害対策センター<br>④災害待機宿舍<br>⑤公社館<br>⑥県公館<br>⑦県民会館 等 |
| 敷地面積              | 約 27,000 m <sup>2</sup>                                                               | 約 70,000 m <sup>2</sup>                                        |
| 整備延床面積            | 約 100,000 m <sup>2</sup>                                                              | 約 150,000 m <sup>2</sup> ※3                                    |
| 整備費(解体費を含む)       | 約 650～700 億円                                                                          | 約 1,100 億円+用地取得費                                               |
| 土地活用収益            | 民間活用部分の借地料等                                                                           | 現在地の土地売却益等                                                     |
| 建築を含む整備期間         | 約 10 年                                                                                | 約 15 年～20 年                                                    |
| 交通アクセス性           | ・徒歩圏に JR 駅、市営地下鉄駅があり、阪神高速、新神戸トンネル、神戸空港、神戸港等にも近接しており、県内外への移動が容易<br>・県庁舎勤務職員の市内在住 5 割   | -                                                              |
| 官公署・民間企業等の集積度     | 国機関：中央区 37 機関<br>(神戸市内 76 機関)<br>県関係団体：県庁周辺 178 団体<br>民間事業者：中央区 23 千社<br>(神戸市内 70 千社) | -<br><div>現在地と同等の環境を有する県有地はなく、新たな土地を確保する必要がある。</div>           |
| 災害に対する安全性         | 南海トラフ地震 想定震度5強<br>直下型地震(六甲・淡路島断層) 想定震度6強<br>緊急輸送道路<br>山手幹線(片側2車線)                     | -                                                              |
| 立地環境              | 緑豊かで閑静な都市空間                                                                           |                                                                |

※3 施設として、災害対策センター、災害待機宿舍、公社館等を含んでいる。

## VII 参考

### 5 パブリック・コメントの結果

「新庁舎等整備プロジェクト基本構想（案）」について、広く県民の皆様等からのご意見・ご提案を伺うため、パブリック・コメントを実施しました。

#### (1) 募集期間

令和7年11月5日から11月26日まで

#### (2) 意見提出者数

48人（県内35人、県外2人、不明11人）

※企業・団体からの意見も1企業・団体を1人とカウント

#### (3) 意見数

97件

#### (4) 意見等の概要とこれに対する県の考え方

＜主な意見＞

- ・県庁舎のあり方について（機能、環境、諸室、情報発信 等）
- ・県民交流機能について
- ・にぎわいづくりについて
- ・庁舎等の概算規模・事業費について

詳細は、県ホームページ（下記リンク）に掲載していますので、ご参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk49/r7kihonkousou.html>

いただいた意見の多くは、今後の基本計画の策定過程の中で具体的に検討していくものであり、本構想の基本的な考え方を大きく変更すべきものではありませんでしたので、原案のとおり策定することとしました。

一方で、庁舎規模や事業費等について様々なご意見をいただいていることから、県の考え方を引き続き丁寧に説明しながら、検討を進めていきます。

## VIII 参考

### 6 新庁舎等整備プロジェクト基本構想の策定経過

#### (1) 県庁舎のあり方等に関する検討会（R6. 7. 29 設置）

県庁舎のあり方等について、新しい働き方の推進や、元町地域のにぎわいづくりなどの観点も含め、多角的に検討するため、各分野の専門家や地元関係者から幅広く意見をいただくため、合計5回開催しました。

また、検討会のもとに2つの専門部会（新しい働き方、にぎわいづくり）を設け、それぞれ合計3回ずつ、専門的観点からも議論を行いました。

#### ① 名簿（敬称略：五十音順、検討会当時の役職・所属等で記載）

| 氏 名      | 役 職                                 | 検討会 | 新しい働き方部会 | にぎわいづくり部会 |
|----------|-------------------------------------|-----|----------|-----------|
| 嘉名 光市    | 大阪公立大学大学院 工学研究科 都市系専攻 教授            | 会長  |          |           |
| 開本 浩矢    | 大阪大学大学院 経済学研究科 教授                   | ●   | 部会長      |           |
| 赤澤 宏樹    | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授                 | ●   |          | 部会長       |
| 石井 浩貴    | (株) アシックス 人事部 組織・人材開発チーム 兼 CAO オフィス |     | ○        |           |
| 妹背 勝幸    | 兵庫県 DX 推進監                          | ●   | ○        |           |
| 岩崎 尚子    | 早稲田大学 電子政府・自治体研究所 教授                |     | ○        |           |
| 上村 敏之    | 関西学院大学 経済学部 教授                      | ●   | ○        |           |
| 大日向 由香里  | (株) パソナグループ 常務執行役員                  |     | ○        |           |
| 佐伯 里香    | (株) ユーシステム 代表取締役                    |     | ○        |           |
| 塩出 佐知子   | P&G ジャパン合同会社 ガバメントリレーションズ ディレクター    | ●   | ○        |           |
| 古屋 浩     | 日本放送協会 神戸放送局 局長                     | ●   | ○        |           |
| 秋田 大介    | (株) イマゴト 代表取締役                      |     |          | ○         |
| 秋元 勇人(※) | 西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部兵庫支社 副支社長          | ●   |          | ○         |
| 大井 史江    | 武庫川女子大学 建築学部 建築学科 准教授               | ●   |          | ○         |
| 岡本 篤     | (株) ムサシ 代表取締役社長                     |     |          | ○         |
| 小泉 寛明    | (株) 緑青舎 取締役                         | ●   |          | ○         |
| 施 蓮華     | 鯉川山手街づくり会 会長                        |     |          | ○         |
| 高田 知紀    | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授                | ●   |          | ○         |
| 津島 秀郎(※) | 神戸市 都市局 都心再整備本部 局長（事業推進担当）          | ●   |          | ○         |
| 永田 耕一    | 元町東地域協議会 会長                         |     |          | ○         |

## VII 参考

| 氏 名      | 役 職                     | 検討会 | 新しい働き方<br>部会 | にぎわい<br>づくり<br>部会 |
|----------|-------------------------|-----|--------------|-------------------|
| 奈良山 貴士   | みなと元町タウン協議会 副会長         | ●   |              | ○                 |
| 蓮池 國男    | 神戸元町商店街連合会 会長           | ●   |              | ○                 |
| 松原 亜希子   | (株)大丸松阪屋百貨店 大丸神戸店長      |     |              | ○                 |
| 溝口 克臣    | 山の手ふれあいまちづくり協議会 委員長     |     |              | ○                 |
| 横山 直己    | 神戸諏訪山ふれあいのまちづくり協議会 委員長  |     |              | ○                 |
| 大豊 康臣(※) | 兵庫県議会 副議長               | ●   |              |                   |
| 紅谷 昇平    | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授 | ●   |              |                   |

※オブザーバー

### 【ゲストスピーカー】

| 氏 名   | 役 職                                        | 検討会        | 新しい働き方<br>部会 | にぎわい<br>づくり<br>部会 |
|-------|--------------------------------------------|------------|--------------|-------------------|
| 豊川 聡  | (株)神戸新聞社事業局長<br>(兵庫県写真作家協会 会長・兵庫県洋舞家協会 会長) |            |              | ○<br>(第2回)        |
| 紅谷 昇平 | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授                    | ○<br>(第2回) |              |                   |

※紅谷氏においては、第3回検討会より構成員として参加

### 【過去の構成委員】

| 氏 名    | 役 職                                               | 検討会          | 新しい働き方<br>部会   | にぎわい<br>づくり<br>部会 |
|--------|---------------------------------------------------|--------------|----------------|-------------------|
| 赤澤 茂   | 兵庫県 DX 推進監                                        | ○<br>(第3回)   | ○<br>(第1~2回)   |                   |
| 市瀬 英夫  | アマゾンウェブサービスジャパン合同会社<br>パブリックセクター官公庁事業本部 DX アドボケート | ○<br>(第1~2回) | 部会長<br>(第1~2回) |                   |
| 大畠 愉   | 西日本旅客鉄道(株)地域まちづくり本部 開発戦略部長                        | ○<br>(第1~3回) |                | ○<br>(第1~3回)      |
| 谷井 いさお | 兵庫県議会 副議長                                         | ○<br>(第3回)   |                |                   |
| 福田 和代  | 日本放送協会 神戸放送局 局長                                   | ○<br>(第1~3回) | ○<br>(第1~3回)   |                   |

## VIII 参考

### ② 主な討議内容

|                             |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回検討会<br>(R6.8.2)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従前の県庁舎等再整備基本構想の検証</li> <li>・ 従前事業の凍結後の取組状況を踏まえた県庁舎等のあり方</li> </ul>                                                           |
| 第 1 回新しい働き方部会<br>(R6.8.29)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい働き方モデルの検証結果等を踏まえたあり方のあり方</li> <li>・ 新しい働き方推進プランの取組・改訂</li> </ul>                                                          |
| 第 1 回にぎわいづくり部会<br>(R6.9.6)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元町エリアの歴史・概況</li> <li>・ 県庁敷地・県公館の現状と課題</li> </ul>                                                                             |
| 第 2 回検討会<br>(R7.1.21)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県政改革調査特別委員会の改革案（県庁舎のあり方）</li> <li>・ 県庁 BCP 改定の検討状況</li> <li>・ 県民会館の利用状況と今後の方向性</li> <li>・ 有利な財源活用の方向性、県庁敷地の活用の方向性</li> </ul> |
| 第 2 回新しい働き方部会<br>(R7.1.24)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい働き方推進プランの改訂案</li> <li>・ 若手職員提言、職員満足度アンケート、サードプレイスのトライアル中間報告</li> </ul>                                                    |
| 第 2 回にぎわいづくり部会<br>(R7.4.10) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元町地域のまちづくり、県庁敷地活用の方向性</li> <li>・ 県民会館の必要機能、県公館の活用の方向性</li> </ul>                                                             |
| 第 3 回検討会<br>(R7.5.23)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想骨子案（再整備の基本的な考え方、モトキタ地域の土地利用、県庁敷地の活用案）</li> </ul>                                                                         |
| 第 3 回新しい働き方部会<br>(R7.7.7)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい働き方と執務環境整備の方向性</li> <li>・ 新しい働き方推進プランの R7 推進方策、職員の意識改革・職場風土の醸成に関する取組、職員 DX 人材の育成・確保</li> </ul>                            |
| 第 3 回にぎわいづくり部会<br>(R7.7.17) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定来訪者のイメージ、民間事業者提案の方針</li> </ul>                                                                                             |
| 第 4 回検討会 (R7.9.8)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想素案</li> </ul>                                                                                                            |
| 第 5 回検討会 (R7.10.21)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想案、今後のスケジュールなど</li> </ul>                                                                                                 |

## VII 参考

### (2) 議場のあり方検討会議（R5.10.3 設置）

令和5年3月に議場棟の耐震性不足が判明したため、当面の代替会場の検討に加え、今後の議場のあり方について検討するため、県議会において設置されました（新庁舎等整備における議会機能のあり方については、令和7年1月8日から実質的な議論がスタート）。

### (3) 兵庫県庁 BCP 改定アドバイザー会議

南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対しても、被災により限られた人的資源で、県民に求められる業務を迅速かつ、的確に対応できるよう、能登半島地震対応など直近の災害対応等を反映した BCP に改定するにあたり、アドバイザーからの意見をいただくため、計3回開催しました。

#### ①名簿（敬称略）

| 氏 名    | 役 職                     |
|--------|-------------------------|
| 上村 敏之  | 関西学院大学 経済学部 教授          |
| 阪本 真由美 | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授  |
| 紅谷 昇平  | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授 |

#### ②主な討議内容

|                 |                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 第1回（R6.9.3）     | BCP 改定の課題と検討方向（職員の参集体制、応援職員の受入、非常時優先業務の整理、必要な人的資源など） |
| 第2回（R6.12.25）   | BCP 改定中間案                                            |
| 第3回（R7.3.14～21） | BCP 改定案 ※書面開催                                        |



## 新庁舎等整備プロジェクト基本構想

- 策定 令和 7 年 1 2 月
- 発行 兵庫県  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
電 話 (078)341-7711 (代表)  
F A X (078)362-3943  
E-mail : shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp
- 編集 兵庫県 総務部 県庁舎整備プロジェクト室